

富士山における標識類総合ガイドライン



平成 22 年 3 月

(平成 30 年 12 月一部改正)

富士山における適正利用推進協議会

	目次	(ページ)
I.	目的及び計画の位置付け	5
II.	ガイドラインの適用範囲	6
III.	対象とする標識類（サイン）の種類	7
IV.	標識類の適正な配置等	9
1.	車道編	11
a.	国立公園入口部（境界）	11
b.	バス停留所・バスターミナル・駐車場周辺	13
2.	歩道・園地編	14
a.	バス停留所・バスターミナル・駐車場周辺	14
b.	登山口	15
c.	歩道分岐点	16
d.	中間地点	20
e.	目的地	23
f.	注意標識	24
g.	解説板	27
h.	その他施設	29
3.	宿舎編	30
V.	用語の統一と多言語化の推進	31
VI.	デザイン	32
VII.	維持管理	34

VIII. 資料編	35
（1） 協議会組織、規約	35
（2） 共通編	40
（3） 富士山標識関係者連絡協議会総会議事概要	42
（4） 統一地名（分岐点名及び誘導地名（案））一覧	47
（5） 英・中・韓翻訳一覧	48
（6） 多言語表記された案内標識・誘導標識の事例 及び使用するピクトー覧	54
（7） 参考図（誘導標識ーレイアウト参考案）	73

参考図書

- ・『自然公園等施設技術指針』
発行：環境省自然環境局
平成30年5月 改定
- ・『増補 改訂版 道路の移動円滑化整備ガイドライン』
編集・発行：財団法人国土技術研究センター
2011年8月 発行
- ・『特別名勝富士山保存管理計画』
発行：静岡県教育委員会文化課
平成18年10月 発行
- ・『しずおか公共サイン整備ガイドライン』
発行：静岡県建設部管理局企画監（企画・広報担当）
平成19年4月 発行
- ・『多言語表記観光案内標識ガイドライン』
発行：静岡県産業部観光局観光政策室
平成20年3月 発行
- ・『地図を用いた道路案内標識ガイドブック』
監修：国土交通省道路局企画課
編集・発行：財団法人道路保全技術センター
2003年11月 発行
- ・『観光地のためのひと目でわかる案内標識』
編著：観光地域づくり・案内標識研究会
平成17年9月 発行
- ・『観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン』
発行：国土交通省観光庁
平成26年3月 発行
- ・『観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化に関する調査業務 事業実施報告書』
発行：観光庁
平成27年3月 発行
- ・『富士五湖地域の地名表記ガイドライン』
発行：一般社団法人富士五湖観光連盟
平成28年12月 発行

I. 目的及び計画の位置付け

(共通編 1 目的及び計画の位置付け)

富士山において、適切な標識の配置やデザインの統一化等を図ることにより、利用者の安全と利便を確保するとともに、秩序ある良好な風致景観を維持及び形成することを目的とする。

富士山は、富士箱根伊豆国立公園の主要利用拠点であり、日本を代表する美しい自然景観、文化景観を有し、古くから人々に深い感銘を与え、「心のふるさと」として親しまれ、愛されてきた。近年、富士山の8合目以上に登った登山者数は、特に著しい増加傾向にあり、平成20年度には30万人に達した。また、遭難事故も多発しており、遭難者のうち、十分な登山経験を持たない登山者が多くを占めている。さらに、外国人登山者も多く見られる中、利用者の安全確保と適正な利用が重要な課題となっている。

登山における情報獲得手段として、案内標識、道標および注意標識などの標識類は必要不可欠であるが、現況の富士山においては標識類の乱立等が見られ、利用者への適切な情報提供と良好な風致景観の形成に支障をきたしている。このような状況下で適切な標識の配置やデザインの統一化等を図ることにより、利用者の安全と利便を確保するとともに、秩序ある良好な風致景観の形成に資することが重要である。

そこで、富士山の保護と適正な利用を推進するため、本総合ガイドラインは、富士山の下記Ⅱに示す対象範囲の標識類を、わかりやすく、また、国際化に対応した形で、風致・景観に配慮したデザインへの統一化や集合化を図ることにより、国内外から来訪する観光客や登山者等の利用者の安全と利便を確保するとともに、秩序ある良好な風致景観を維持及び形成することを目的とする。

本総合ガイドラインは、上記の目的の実現を図るため、対象地域内に設置されている、もしくは今後設置される予定の標識について、配置、デザイン、用語の統一、多言語化、適切な維持管理についての方針を富士山における適正利用推進協議会（以下、協議会）の合意のもと、策定するものである。

関係行政機関においては、これらの方針に基づき、率先して既存の標識類も含めて見直しを図り、山小屋などの民間事業者においても、関係法令の適正な許認可を受けた上で、自主的かつ段階的に、これらの方針に基づいた標識を設置していく必要がある。

今後、環境省においては、標識の設置状況も踏まえ、必要に応じて本総合ガイドラインの方針を富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画書に反映させていくほか、協議会の構成員は、協議会において別途作成予定である「富士山における標識類統合整理計画」に基づき、具体的かつ適正な標識類の配置を継続的に推進していくものとする。

なお、本総合ガイドラインは、必要に応じ、協議会において見直しを行うこととする。

II. 総合ガイドラインの適用範囲

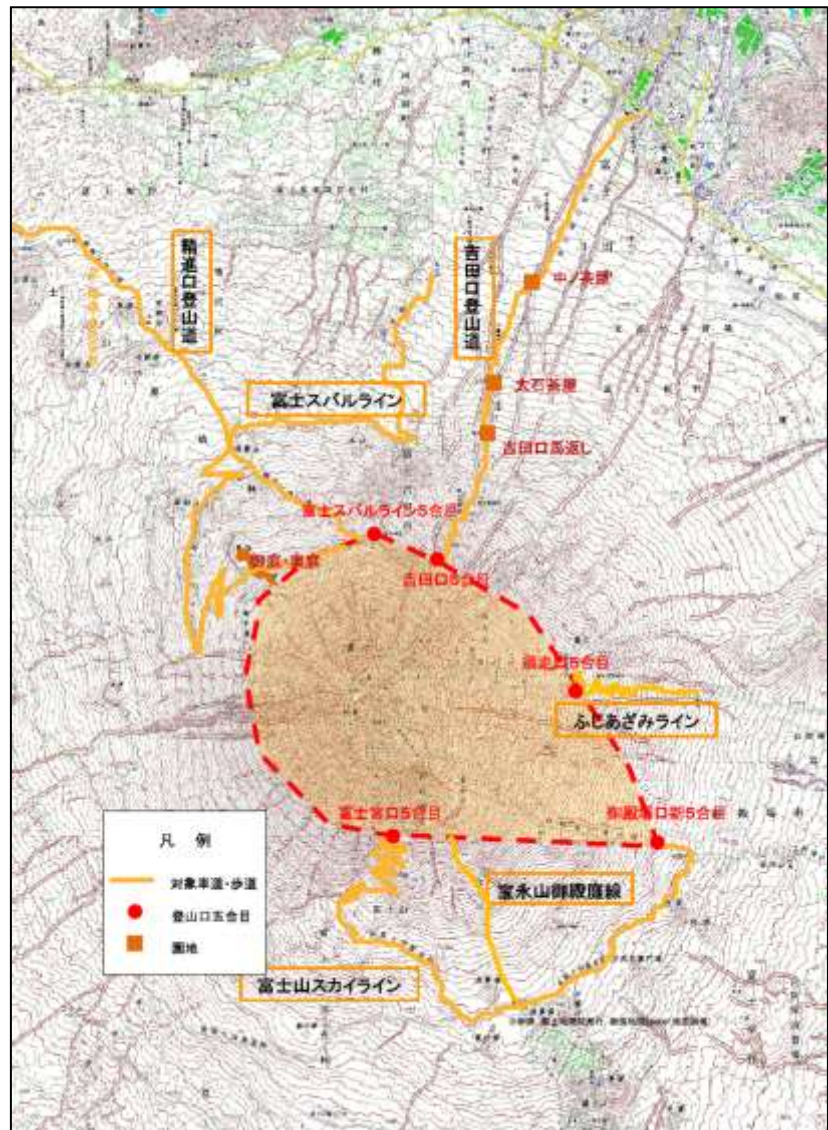
(共通編2 対象)

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示され、若しくは設置、又は掲出される案内標識（道標、地図案内標識等）、注意標識、自然等解説板、商用看板（山小屋、売店などにおいて商用に設置されるもの）など全ての標識、看板類、はり紙等を対象とする。（屋外広告物法第2条に言う、「屋外広告物」に該当。）

ただし、法令の規定により規格等が規定されている標識（道路交通法等法令に基づいて設置される道路標識等）は除く。

本ガイドラインが対象とする地域は、次に挙げる範囲とする。

1. 五合目（各車道の終点）以上の歩道、山小屋等の施設を含む全域
2. 山麓から五合目に至る車道、歩道、園地
 - 富士山スカイライン、
 - ふじあざみライン、
 - 富士スバルライン、
 - 吉田口登山道、
 - 精進口登山道、
 - 御中道線、
 - 宝永山御殿庭線
 - 御庭・奥庭
 - 吉田口馬返し
 - 大石茶屋
 - 中ノ茶屋



Ⅲ. 対象とする標識類（サイン）の種類

（国際対応標識手法検討調査報告書 平成16年3月環境省自然環境局 より抜粋一部追加）

種類	機能	設置場所	記載事項
記名標識	入口標識	公園区域の明示、公園の周知	・ 公園区域の境界付近の自動車道路に沿った地点など 公園名
	公園名碑標識	自然公園であることの認識の高揚	・ 公園を代表する風景地の入口など 公園名
	資源名標識	施設、景観資源、地名やルートへの認知（確認や識別）	・ 景観資源を望見する地点、記念写真の点景となりうる地点など ・ 明示が必要な遊歩道上 地名、施設及び景観資源の名称、必要に応じて標高数値等の自然情報
案内標識	誘導標識	目的事物への誘導	・ バス停留所や駐車場などの歩行を開始する地点など ・ 歩道の分岐点、長い一本道の中間点など 方面、方向及び距離、必要に応じて所要時間
	地図案内標識	地域の全体像の把握と現在地の確認	・ 歩行を開始する地点などや選択できる複数の路線がある遊歩道の中間点や分岐点など (地図を表示) 主な地名、施設及び景観資源等の位置、名称、現在地、スケール、方位、必要に応じて距離・所要時間
	総合案内標識	各種利用情報の提供	・ バス停留所や駐車場などの歩行を開始する地点など ・ 登山道の入口地点、中間地点など（地図案内標識とは並立させない） (地図、解説文、画像等を表示) 地図部分には、主な地名、施設及び景観資源等の位置、名称、現在地、スケール、方位、必要に応じて距離・所要時間 その他部分には、図、写真及び地域の状況や自然の案内等の説明文
解説標識	自然解説や自然情報の提供	・ 風致景観、自然現象及び動植物がある、または展望できる地点など 解説画像の図及び写真、説明文	
注意標識	事故防止、自然環境保護、公序良俗の維持、利用規制の認知	・ 歩行を開始する地点など ・ 立入りを規制する自然環境がある地点 ・ 利用上危険となる可能性がある地点 ・ 利用規制の認知のために必要な地点 注意、警戒、禁止、フィールドマナー	
掲示板	行事予定等の広報、ポスター掲示	・ 遊歩道の入口及び休憩展望地点、バス停留所、駐車場など 案内、解説、注意等の総括情報の他、山小屋の営業情報、登山道情報	
境界標識	公園区域や管理地の明示	・ 公園区域や管理地の明示のため必要な地点 公園及び地区・地域区分等の名称	

※ 標準デザイン例 (歩行者系)

(自然公園等事業に係る公共標識の整備指針より抜粋)

標準標識		④-1 単柱タイプ	④-2 脚木タイプ	⑤ 注意標識	⑥ 境界標識
<p>① 総合案内標識</p> <p>※ 標識内容によりWH寸法は変更有り 上図は1000×2000(0774)寸法仕様を加工した場合</p>	<p>② 案内図標識</p> <p>※ 標識内容によりWH寸法は変更有り 上図は1000×2000(0774)寸法仕様を加工した場合</p>	<p>※ 多量歩道や車道と接する高い場所には 単柱タイプを用いること</p> <p>文字高(印文): H40 表示基準: アルミ板 塗装仕上げ</p>	<p>※ 多量歩道や車道と接する高い場所に 脚木タイプを設ける場合は 歩道側に傾斜を付けるなど、 危険に配慮した設計をすること</p> <p>文字高(印文): H70 表示基準: アルミと鋼出組材 (市販品) 塗装仕上げ</p>	<p>禁止警告示 禁止警告示 警及禁歩系 表示基準: アルミと鋼 塗装仕上げ</p>	<p>文字高(印文): H70 表示基準: アルミと鋼 塗装仕上げ</p> <p>文字高(印文): H70 表示基準: アルミと鋼 塗装仕上げ</p>
<p>木材 ※ 共通仕様 支柱: 木柱 (防虫処理) 塗装仕上げ 支柱4mmφ: アルミ鋼物 塗装仕上げ 支柱1寸φ: 鋼材に当てている 部分に塗装</p>	<p>鋼材 ※ 共通仕様 支柱: 鋼材 (防虫処理) 塗装仕上げ 支柱4mmφ: アルミ鋼物 塗装仕上げ 支柱1寸φ: 鋼材に当てている 部分に塗装</p>	<p>文字高(印文): H40 表示基準: アルミ板 塗装仕上げ</p> <p>文字高(印文): H40 表示基準: アルミ板 塗装仕上げ</p>	<p>文字高(印文): H70 表示基準: アルミと鋼出組材 (市販品) 塗装仕上げ</p> <p>文字高(印文): H70 表示基準: アルミと鋼出組材 (市販品) 塗装仕上げ</p>	<p>表示基準: アルミと鋼 塗装仕上げ</p> <p>表示基準: アルミと鋼 塗装仕上げ</p>	<p>文字高(印文): H70 表示基準: アルミと鋼 塗装仕上げ</p> <p>文字高(印文): H70 表示基準: アルミと鋼 塗装仕上げ</p>
<p>石材 ※ 共通仕様 支柱: 石制(防虫処理) 塗装仕上げ 支柱4mmφ: アルミ鋼物 塗装仕上げ 支柱1寸φ: 鋼材に当てている 部分に塗装</p>		<p>文字高(印文): H40 表示基準: アルミ板 塗装仕上げ</p> <p>文字高(印文): H40 表示基準: アルミ板 塗装仕上げ</p>	<p>文字高(印文): H70 表示基準: アルミと鋼出組材 (市販品) 塗装仕上げ</p> <p>文字高(印文): H70 表示基準: アルミと鋼出組材 (市販品) 塗装仕上げ</p>	<p>表示基準: アルミと鋼 塗装仕上げ</p> <p>表示基準: アルミと鋼 塗装仕上げ</p>	<p>文字高(印文): H70 表示基準: アルミと鋼 塗装仕上げ</p> <p>文字高(印文): H70 表示基準: アルミと鋼 塗装仕上げ</p>

IV. 標識類の適正な配置等

(共通編3-(1)配置等)

1 基本方針

必要最低限の設置数とする。その際、利用者の動線等を考慮しつつ、可能な限り風致景観の支障とならずかつ利用者の目に付きやすい場所に設置する。

近傍に同一機能の看板が重複して設置されることは避ける。

近傍に複数の機能が異なる標識などが多数存在する場合は集合看板への統一を図る。このような場所においては、新たな独立看板の設置は極力避け、集合看板とするか、既存の標識又は建物に付属させることを検討する。

なお、同一機能の標識類が必要以上に複数存在している場所においては、標識類の必要性を吟味の上、順次撤去する。



老朽化



手書きサイン



同一機能の標識の乱立

手書きや老朽化により判読しにくい状況や同一機能の標識が複数存在していることにより、風致景観上の問題があり、利用者の安全や利便を損なっている。

関係者は標識類を新たに設置する場合や掛け替えに際して、重複した機能を有する標識類が近辺にないか十分に確認する。

例)須走口五合目・現状

各管理者が必要に迫られて設置した看板が乱立している。



(共通編 3 - (1) 配置等)

2 案内標識及び注意標識

設置数については、必要最小限とする。但し、特に登山道入り口や分岐地点などにおいては地図案内標識を設置し、利用者が現在地の把握を確実に容易に出来るよう配慮する等、必要な場所には確実に配置されるよう留意する。

案内標識は、目的地への方向及び距離（または、所要時間）、著名地点、県境や市町村の境界、サービス施設、歩道等の種類等を示すものである。通行中の利用者を案内し、または、その他有益と考えられる情報を提供するものである。

大部分が国立公園である富士山では利用者に対し、事故防止、自然環境保全、公序良俗の維持、利用規制の認知など、注意、警戒、禁止、フィールドマナー等を提供することも重要である。

なお、富士山では、道迷い防止のために以前から登山道ごとに色分けをおこなっている。本ガイドラインにおいても、この色分けを採用し、案内標識等に表示する。



IV-1 . 車道編

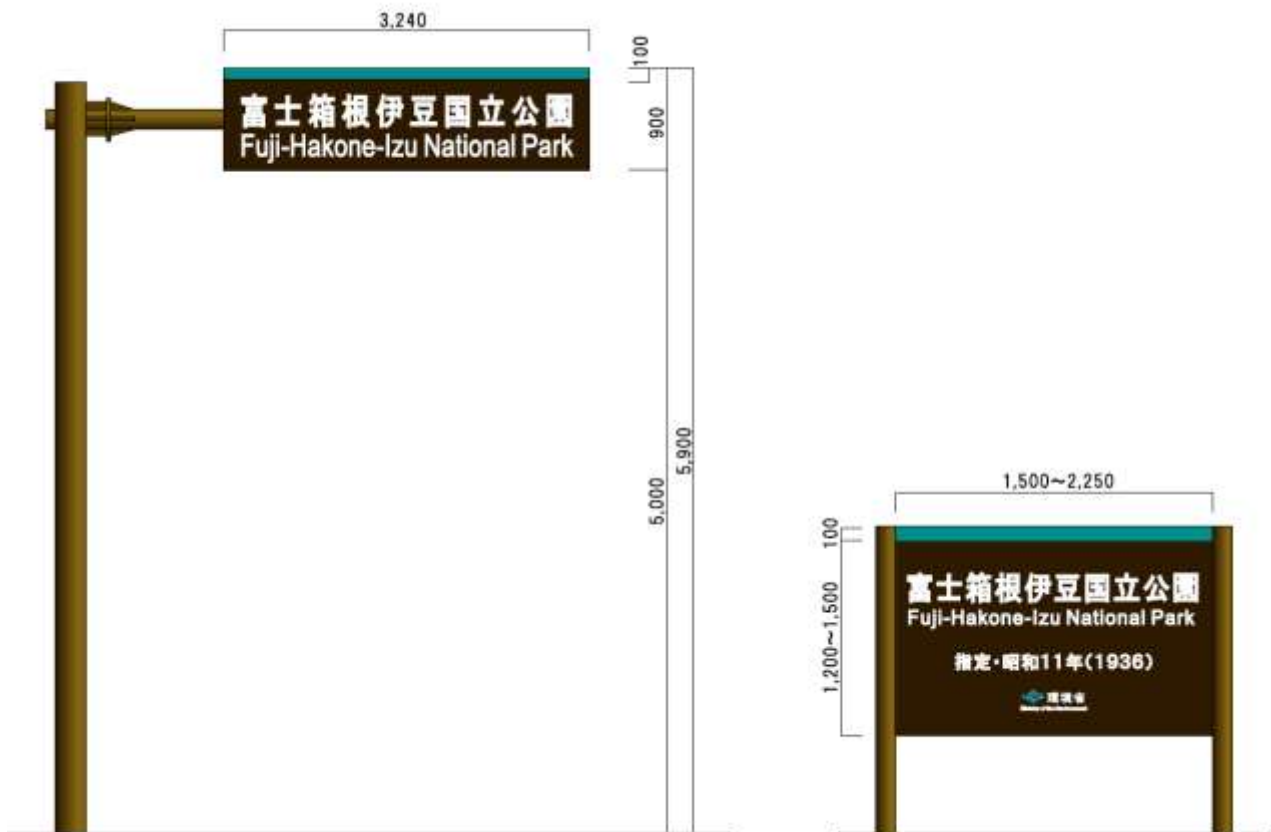
IV-1-a 国立公園入口部（境界）

国立公園の主要な入り口において、「入口標識」、「公園名碑標識」などを境界線に近い好展望地への設置を検討する。

国立公園は利用者に非日常的な体験を提供する場という側面があり、その入り口において国立公園の見どころを紹介し、利用上のマナーを告知することは、利用者に「日常とは異なる体験ができる特別なところ」に入り込もうとしている感覚を喚起することに加え、国立公園の保護管理においても有効である。

富士山において、吉田ルートと御殿場ルートを除く、他のルートは、国立公園区域の境界線が自動車道路上に位置するため、車両走行する者のために、必要に応じて、道路法上の道路に沿った位置に、オーバーハング式道路標識タイプ（自然公園等施設技術指針平成30年5月改定環境省自然環境局）の設置が検討対象となる。

なお、歩道上が国立公園入口となっている御殿場口では、登山者のために、シンプル型、または、モニュメント型デザイン標識（同指針）の設置が検討対象となる。

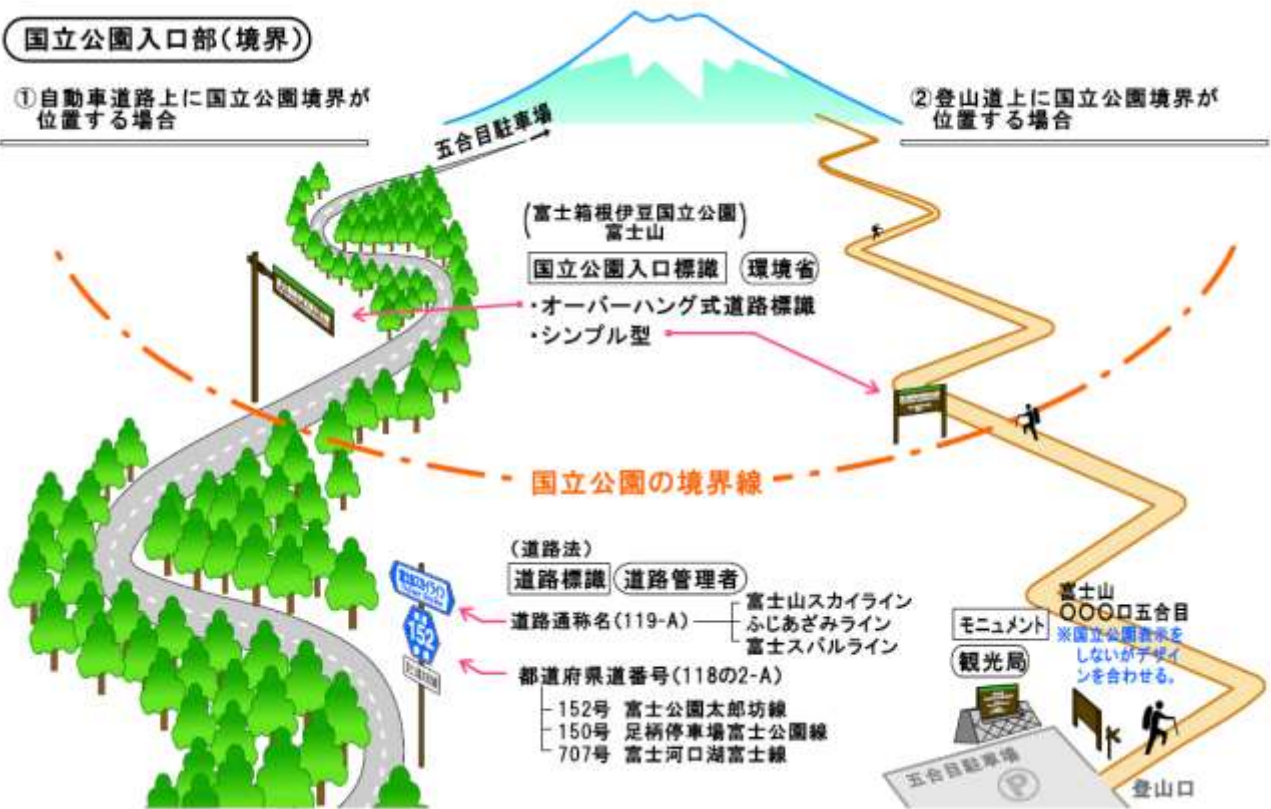


配置イメージ

国立公園入口部(境界)

①自動車道路上に国立公園境界が位置する場合

②登山道の上に国立公園境界が位置する場合



<道路標識>

<標準>

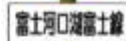
道路の通称名
(119-B)



都道府県道番号
(118の2-A)

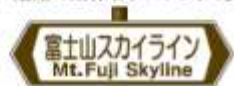


路線名・地名
(512)



<提案>

道路の通称名(119-B)の変形



国立公園内では道路の名称の
色を黒げ茶色とする。

なお、道路上を車両走行する者のために、道路法に基づく標識(道路名、道路番号、道路の通称名)や法令外の表示(標高または、〇合目、駐車場までの距離等)などの道路標識等を道路沿いに設置することも、現在位置確認に有効であることから検討対象となる。

標高標識などの案

<標高標識など>

都道府県道番号
(118の2-A)



標高



地名(〇〇合目)



IV-1-b バス停留所・バスターミナル・駐車場周辺

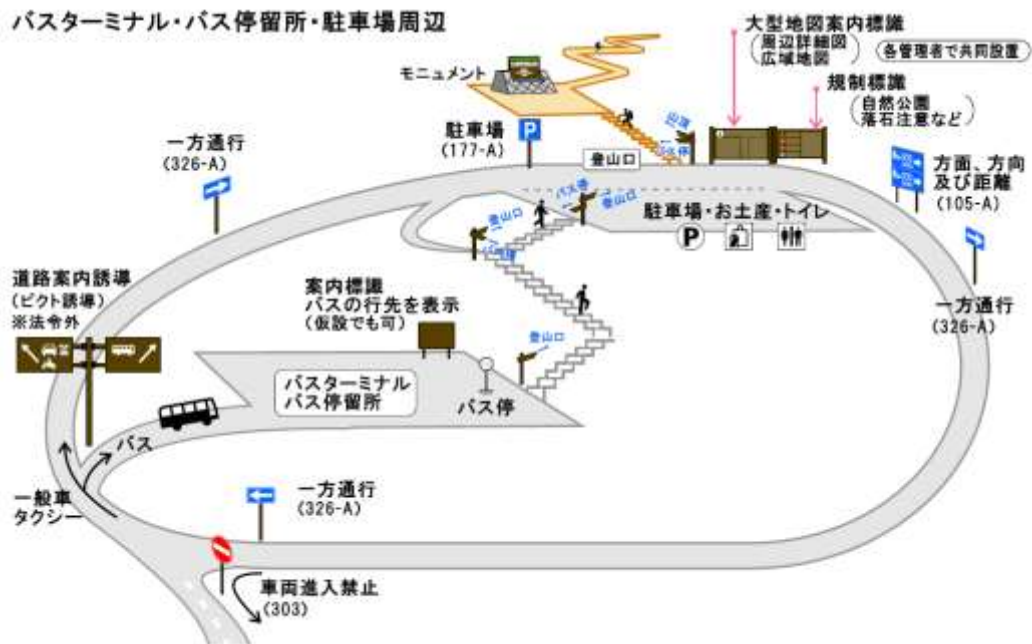
国立公園内の駐車場周辺において、一般車両や観光バスを指定された駐車場に誘導する道路案内標識などの設置を検討する。

また、マイカー規制期間及び臨時駐車場等の設置のためのバリケードや臨時看板などは、風致景観の支障とならずかつ利用者にわかりやすく表示するよう努める。

登山道路終点に位置する駐車場は、一般車両、観光バス等のほか、路線バスやタクシーも利用する。そのため、一般車両や観光バスが、路線バス停留所やタクシー乗り場へ迷い込むこと無く、指定された駐車場等へ安全にかつ速やかに移動できるよう道路標識等の整備を検討する。

また、マイカー規制期間中や、道路空地に臨時駐車場を設ける場合などに設置するバリケードや規制標識などは、乱立をさけ、風致景観の支障とならないよう配置や材質に配慮し、極力、法令標識を採用するなど、わかりやすく表示するよう努めるものとする。

配置イメージ



標識内容参考例

<法令外>

道路案内(ピクト誘導)
(一般車・タクシー・二輪) (バス)



<法令>

一方通行
(326-A)



駐車場
(177-A)



車両進入禁止
(303)



方面、方向及び距離
(105-A)



※実際の施工については、土地所有者との調整その他の条件により変化する。

IV-2. 歩道・園地編

IV-2-a バス停留所・バスターミナル・駐車場周辺

交通機関を下車した時点から案内を提供する必要があることから、目的地が複数方向に散在している場合には、「地図案内標識」と「誘導標識」が必須となる。可能であれば、この2種類の標識を統合させて設置することが望ましい。

また、目的地が1ヶ所あるいは1方向に数ヶ所の場合は、最低「誘導標識」だけでもよい。

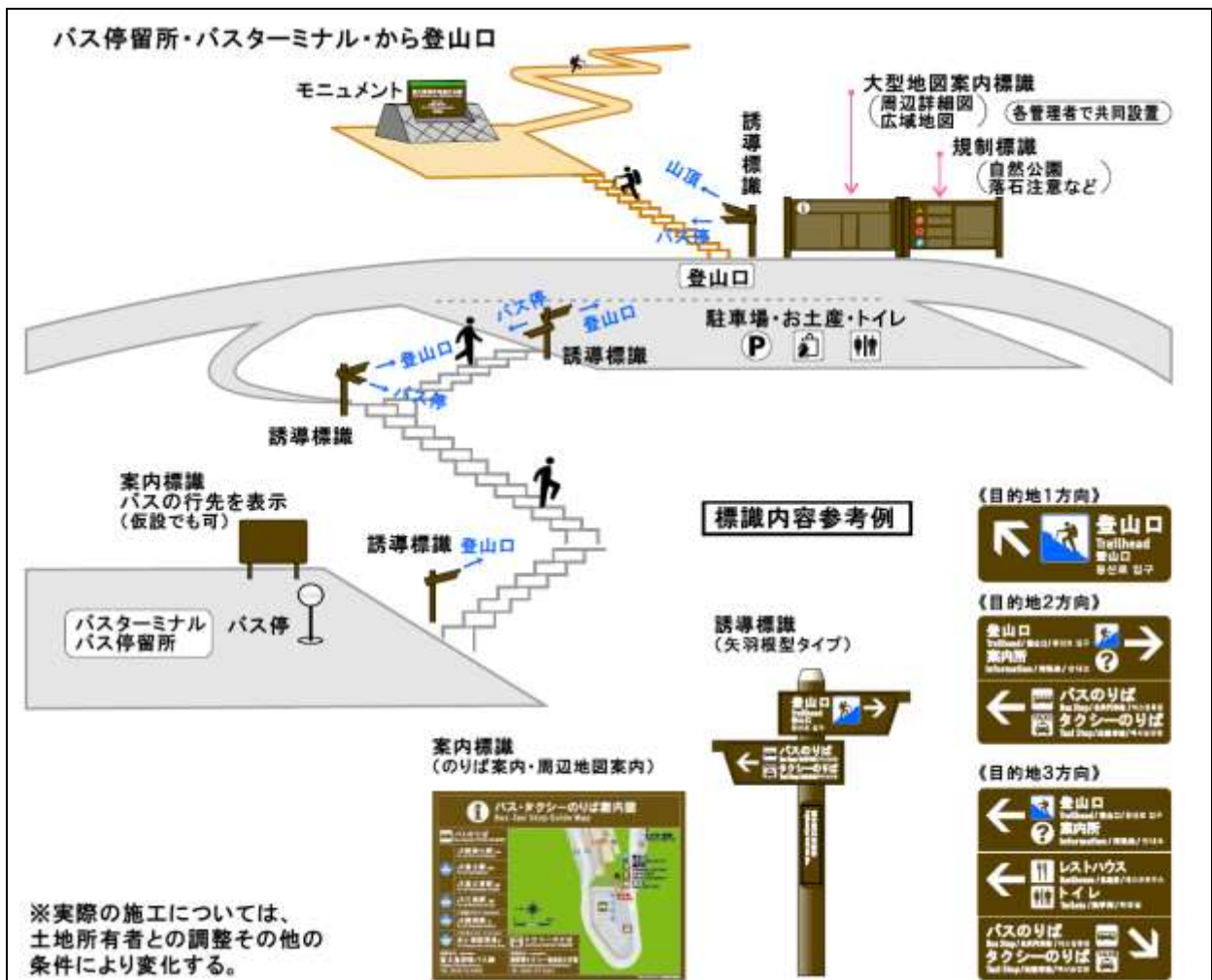
さらに、下車した場所に広場などのゆとりがあれば、「総合案内標識」または「地図案内標識」、利用者の利便性をより充実させるために「掲示板」を設置することが望ましい。

自家用車、観光バス、路線バス、タクシーを下車した観光客や登山者が、現在地がどこかを理解し、これから登ろうとする歩道の出発地点や方向、または各施設（案内所、周辺の観光施設、トイレなど）の位置情報の提供が必要である。また、下山した際にも、登山者らに路線バスやタクシー乗り場、各施設などに誘導する案内も必要である。

そのため、登山口とバス停留所、タクシー乗り場、駐車場等とを結ぶ経路上には、原則として、案内誘導標識を設置し、下車位置付近には、ゆとりがあれば、下車位置付近と登山口の位置関係が分かる範囲の総合案内標識や、利用者の利便性をより充実させるため、公共交通機関の運行情報や規制情報などを表示する掲示板の設置が望ましい。

また、富士山ではご来光を見るため夜間登山をする登山者に対して、夜間でも登山口へ誘導できるような配慮も必要となる。

なお、整備に当たっては、交通事業者をはじめとする周辺関係機関と十分調整を図り、可能な限り統一された表示内容、システム、サイン本体デザインの案内施設を整備するものとする。



IV-1-b 登山口

登山口では、歩行を開始する位置の確認と、これから進むべき目的地の方向や時間、距離を把握するため、矢羽根型「誘導標識」と大型「地図案内標識」または、「総合案内標識」を設置するものとする。

また、落石や道迷い防止など、安全のための注意事項や自然保護のための禁止事項、マナーの呼びかけ指示などの規制等の表示を必要に応じて行う。

なお、登山口周辺は、観光客の多くが立ち寄る場所となっていることから、世界に誇る富士山を背景に記念写真を撮影したくなる地点に、「モニュメント型デザイン標識」等を設置することを検討する。

登山者が、登山口位置を確認し、これから進むべき目的地の方向や時間、距離を把握するための利便性をより充実させるため、原則として、矢羽根型「誘導標識」と大型「地図案内標識」または、「総合案内標識」を設置する。

大型の「地図案内標識」または、「総合案内標識」には、その登山口の周辺施設（バス停、駐車場、トイレ、展望台等）を示す大縮尺の詳細地図と他の登山口の位置関係が分かる範囲の広域地図を併記することとする。

登山者に対し、山小屋や診療所の営業状況、登山道の通行規制などの情報提供、落石や道迷い防止などの安全のための注意事項や、自然保護のための禁止事項、マナーの呼びかけ指示などは必要であるが、登山口において、異なる管理者による乱立が顕著であることから、相互に調整、整理・統合を図り、集合看板化する等の検討が必要であるとともに必要性を吟味の上、所有者等と調整を図った上で撤去を順次進める。

「モニュメント型デザイン標識」の設置

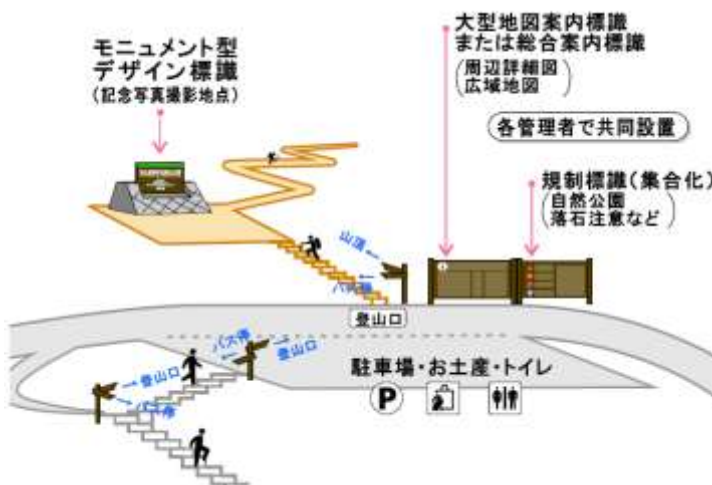
登山口周辺は、観光客の多くが立ち寄る場所となっていることから、世界に誇る富士山を背景に記念写真を撮影したくなる地点には、「モニュメント型デザイン標識」を設置することを検討する。

背景となる風景の構成要素を勘案して、どっしりと落ち着いた雰囲気を出し、風致景観の妨げにならないよう十分配慮し、国立公園管理計画等で定める地域における広告物の設置等に係る基準と整合性がとれたものである必要がある。モニュメントについては、デザイン性を重視することから、日本語と英語のみの2カ国語表記とし、各登山口に設置するものについては、登山ルートの色分けした色彩を地名表記にアクセントとして加えるものとする。



モニュメント型デザイン標識(例)

配置イメージ



総合案内標識(例)

*実際の施工については、土地所有者との調整その他の条件により変化する。

IV-1-c 歩道分岐点

歩道分岐点では、矢羽根型の「誘導標識」を設置し、必要に応じて、その前後には分岐点の予告案内、確認のための小型の「誘導標識」を設置するものとする。
 また、御中道などループ状の歩道など、歩く道を選択できる多路線構造の歩道では、要所に「地図案内標識」が必要である。

富士山の登山道は、ブル道との交差を除いては、ほぼ一本道の登山道となっており、登山道上に目印的に誘導するような誘導標識の設置は、設置箇所数も多くなり、自然の風致景観の阻害や施設管理する上では、望ましいことではない。

しかしながら、富士山は、開山している約2ヶ月間で、約30万人もの登山者がおり、その中で、初心者の観光的な登山や夜行登山なども多いことから、最低限の登山者の安全性の確保を図る必要がある。そのため、標識の乱立を防ぐため全ての誘導標識の設置にあっては以下に留意する。

- ・ 誘導標識は、出発点、分岐点に設置することを標準とし、設置箇所は、誘導標識が確実に視認できるように、登山者が座り込んで休憩しないような場所を選定する。
- ・ 特に道迷いが頻発している分岐箇所については、誘導標識とは別に分岐の20m~50m程度の手前や後方に注意標識を配置し、事前および事後に道迷い防止のための注意標識を配置する。

表 誘導標識の設置諸元・基準

	自然公園等施設技術指針	首都圏自然歩道(関東ふれあいの道)の整備に関する基本方針
誘導標識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行を開始する地点(鉄道やバスの駅前、駐車場)など(ただし、案内図標識または総合案内標識が設置される場合はその標識に組み込む) ・ 歩道の分岐点、長い一本道の中間地点、一里塚的な地点など ・ 歩道沿いで風景が劇的に変化する地点など 	歩道の分岐点、興味対象、利用拠点への方向と距離を表示し、利用者を正しく誘導する。 <設置標準> 歩道の分岐点、交差点及び必要箇所

主要な分岐点については以下の予告・確認方式を基本として標識類の設置を行う。

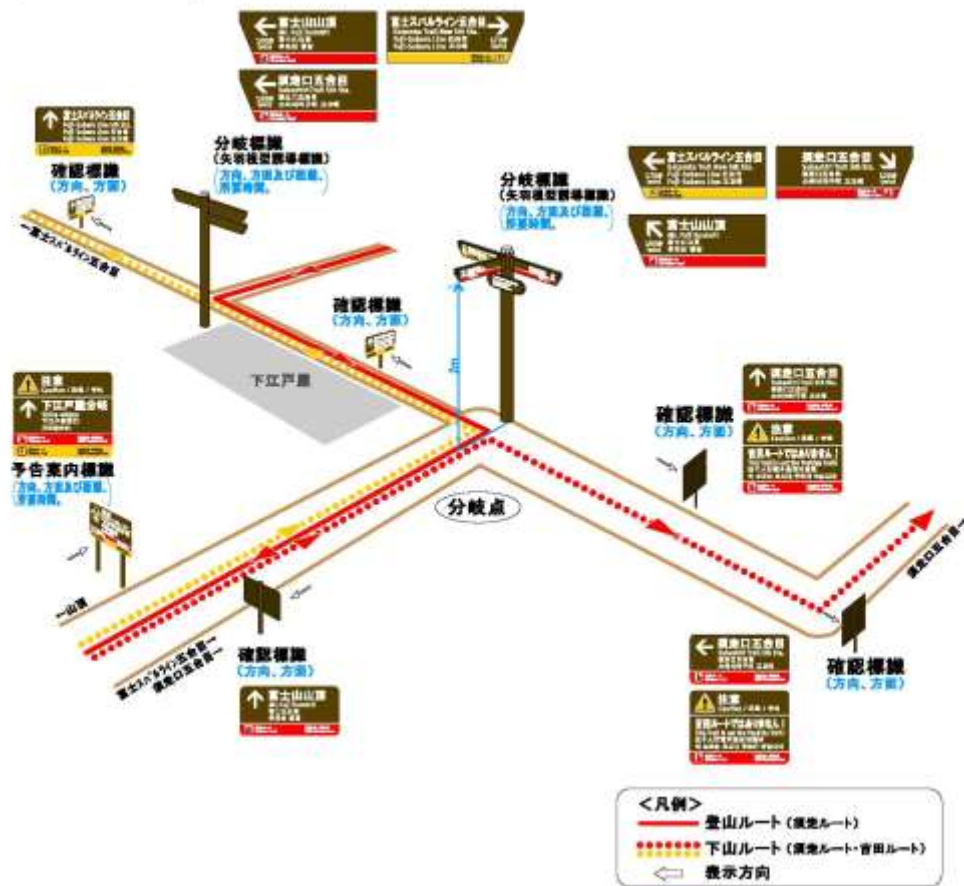
- 「予告案内標識」：小型「誘導標識」を分岐点手前20~50m程度の位置に設置し、分岐名称(地点名)、方向、方面及び距離を表示。
- 「分岐標識」：矢羽根型「誘導標識」を分岐点に設置し、分岐名称(地点名)、方向、方面及び距離を表示。
- 「確認標識」：小型「誘導標識」を分岐点通過後20~50m程度の位置に設置し、方向、方面のみを表示。

登山者が地図やパンフレットなどを参考にして、「予告案内標識」でこの先に存在する分岐点の距離や時間の目安を確認することで安心でき、その先の分岐で矢羽根型案内標識に従って進むべき方向を選択したのち、そのルートが正しいルートであることを「確認標識」で確認することで、さらに安心できる。この方式は、道路案内標識の交差点での表示(予告→交差→確認)を参考としたものであるが、登山初心者が多い富士山での道迷い事故を減らす効果が期待出来る。

特に、吉田・須走ルート分岐(下江戸屋分岐)などは道迷いが多く、注意を要するため、予告・確認標識を複数設置する。設置箇所は、誘導標識が確実に視認できるように、登山者が座り込んで休憩しないような場所を選定する。

配置イメージ

(例)下江戸屋分岐



予告標識と確認標識は背中合わせで設置してもよい。

・参考レイアウト(富士宮口山頂(浅間大社奥宮))の場合



IV-1-d 中間地点

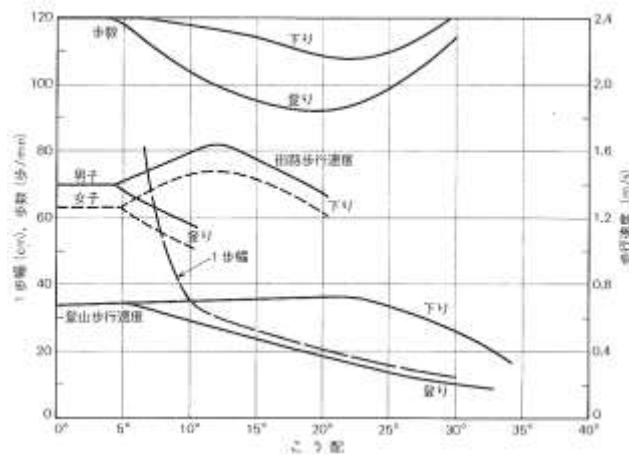
長い一本道の間mediate地点や歩道沿いの風景や周りの環境が劇的に変化する地点などでは、登山者や観光客のルートへの再確認のため、小型の「確認標識」を設置するものとする。

登山道に目印的に設置する誘導標識が多いと、自然の風致景観の阻害や施設管理上あまり望ましくない。しかしながら、富士山は、開山している約2ヶ月間で、約30万人もの登山者がおり、その中で、初心者の割合が高く夜行登山なども多いことから、最低限の登山者の安全性の確保を考慮する必要がある。

富士山の登山道は、分岐点は少なく、ほとんどが長い一本道となっていることから、一定の歩行時間ごとに案内を表示することで、登山者や観光客がルートを確認でき、安心させ、励ますことにつながる。また、森林限界との境界、林相が変化する箇所などの環境が劇的に変化する地点や、ブルドーザー用運搬路との交差箇所などでは、登山道を間違えやすいことから、小型「誘導標識」を設置するものとするが、標識の乱立を防ぐため中間地点での誘導標識の設置にあつては以下に留意する。

- 中間的な誘導については、20分～30分毎に1箇所、小型の誘導標識の設置を標準とする。
斜路勾配と歩行速度表（建築設計資料集成 単位空間 I / 日本建築学会）によれば、斜路勾配を20度と仮定した場合、歩行速度は下表より、登り0.4m/s、下り0.7m/sとなるが、初心者登山、長距離歩行等を考慮した場合、若干の歩行速度の遅さを見込み、登り0.3m/s、下り0.6m/sに低減する。
この条件のもとでは、登りの場合は約450mに1箇所、下りの場合は約900mに1箇所程度が基準となる。

表 斜路勾配と歩行速度表（建築設計資料集成 単位空間 I / 日本建築学会）



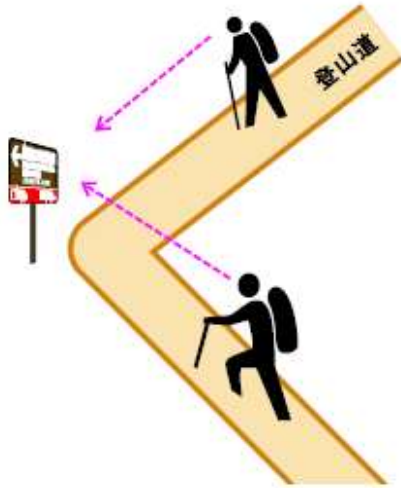
- 上記の一定時間ごとの誘導のほか、森林限界との境界、林相が変化する箇所などの環境が劇的に変化する地点などにも中間的な誘導標識を設置する。
また、ブル道の交差点や、単純な地形で目標が少ない歩道の曲線部など、道が不明瞭な箇所などの迷いやすい箇所については、ロープ柵（鉄筋等）やポール（杭）式の標識で誘導する等、必要性を吟味して最小限の誘導標識を設置する。
- また、誘導標識には、管理番号（里程標※1を兼ねる）等を付けることを検討し、遭難・事故などの救援・救助に活用できるようにする。
- 夜間登山や濃霧時の登山等に配慮し、誘導標識には反射塗料の使用や反射板等の設置を行うほか、迷いやすい箇所には、ロープ柵（鉄筋等）に反射テープもしくは反射板等を設置することにより、登山者の不安を解消させる（「IV-1-h その他施設」を参照）。

※1 参考

里程標とは、利用者が自分の位置や行程を確認するための標識

設置1

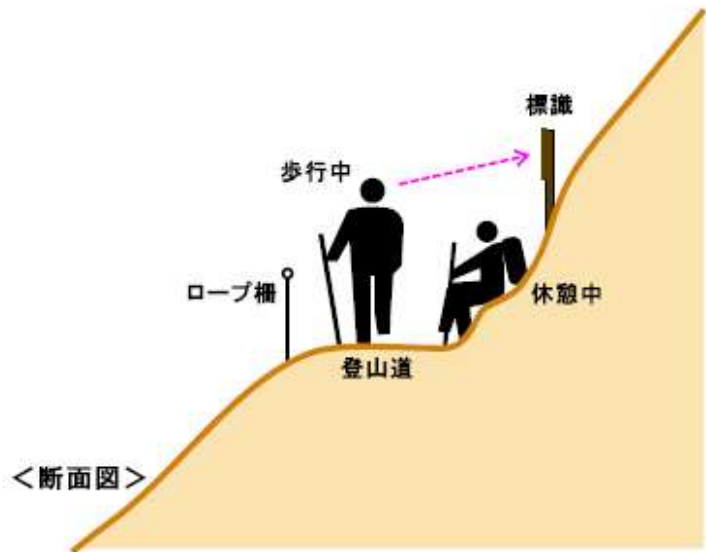
歩道に対し、曲がりの外側に設置することが望ましい。
 ※落石標識・解説板を除く



中間地点標識の設置については、登下山者からの視認性が高い登山道の折り返し位置が望ましい。

設置2

座って休んでいる人の影にならないよう注意して設置する。



<断面図>

また、プラカード型の標識類は、休憩者や置かれた荷物の背後に隠れてしまわないよう設置位置に留意する。

IV-1-e 目的地

山頂や登山口など登山者が目指す地点を表示する「地点名標識」や「標高標識」、景観の地形や地質、植生などの成因や歴史、風俗、信仰等を解説した「解説標識」を設置することが望ましい。

「地点名標識」：その地点の名称を原則として、4ヶ国語で表示。

「標高標識」：その地点の標高を2ヶ国語（日・英）で表示。

「施設名標識」：山小屋や避難所、救護所などの施設名を4ヶ国語で表示。乱立をさけるため、単独での設置は避け、標識を集約して設置する「集合標識」に表示する。（但し、民間施設前での個別設置は、宿舎編で別途検討する。）

地点名標識や標高標識は、登山者が現在位置を確認するために必要なものである。

目標地となりうるものが多いことに加え、富士山では似たような名称や地形が多いため、表示の際には正確性に留意する。

レイアウトイメージ

「集合標識」設置イメージ



IV-1-f 注意標識

事故防止、自然環境保全、公序良俗の維持、利用規制の認知など、注意、警戒、禁止、フィールドマナー等を利用者に提供するために「注意標識」の設置が必要である。

下記に示す注意標識の設置諸元・基準に基づき、設置方針を定める。約2ヶ月間で約30万人の登山者がおり登山道を利用する人が多いこと、その中で初心者の割合が高いこと、濃霧時などの視界不良となるなどの富士山特有の状況を考慮する。

ただし、標識の乱立を防ぐため全ての注意標識の設置にあっては以下に留意する。

- ① 登山口で啓発すれば事足りる注意標識は極力設置しない。
- ② 短い間隔で重複して表示される同一の注意標識は必要性を判断する。
- ③ 同一地点に複数設置されている表示内容の異なる注意標識は、統一できるものは集約させる。
- ④ あえてその地点で表示する必要がない注意標識は極力設置しない。

注意標識の設置諸元・基準

	自然公園施設等技術指針	首都圏自然歩道(関東ふれあいの道)の整備に関する基本方針
注意標識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行を開始する地点(案内図標識または総合案内標識が設置される場合はその標識に組み込む。)など ・ 立入りを規制する自然環境や自然現象がある地点 ・ 利用上危険となる可能性がある地点 ・ 利用規制の認知のために必要な地点 	安全、防火、動植物の保護についての諸注意の表示 <設置標準> 必要箇所

注意標識の設置方針

注意標識の種類	設置方針	備考
【注意表示】		
足元注意	急な段差箇所や滑落の危険性があるような限定した地点等に設置する。	
スリップ注意	急坂箇所や転倒の危険性があるような限定した地点等に設置する。	
路肩注意	幅員の狭い歩道の路肩や歩行時に予期できないような潜在的な滑落の危険性があるような限定した地点等に設置する。 ただし、ロープ柵等が設置されている場合は、設置の必要性について検討する。	夜間の滑落の危険性がある路肩については、標識ではなく、反射板等での対応を検討する。
落石注意	富士山においては、いつどこで発生するかも分からない落石箇所を限定することは非常に困難であることから、登山口や休憩地点などで落石に注意すること、また落石を誘発しないように歩くことを啓発することを原則とする。 ただし、過去に落石があった場所や極めて潜在的な落石・崩落の危険性が大きい等特別に示す必要がある地点には設置する。 登山時における継続的な注意喚起のためには、極力設置しない。	直接、落石注意を促すよりも「立ち止まらないで歩くこと」「歩道上で休憩しないこと」などを登山口や休憩地点などの出発口で注意啓発することが重要である。
歩道から外れない	登山においては常識的なマナーであり、登山者の良識にゆだねられるものと判断される。 登山口等で啓発すれば事足りると判断される。 ただし、歩道周辺の植生を保護する観点のほか、狭い歩道などにおいて渋滞している人を追い越すことを防ぐ利用者の安全確保の観点から、ロープ柵等が設置されておらず、歩道との区分が曖昧で、一連の広がりがあるような空間、特に保護すべき植生がある空間、狭い歩道で歩道からはみ出すことが危険な空間等においては、設置の必要性について検討する。	貴重種が生息する箇所においては、ロープ柵との併設での設置を検討する。 また、歩道の拡大化、歩道外の踏み外しによる事故等が懸念されるような箇所については、ロープ柵等で規制・誘導することを原則とする。
道迷い注意	過去に道迷いがあった場所や極めて潜在的な道迷いの危険性があるような限定した地点等に設置する。 例えば、富士山では、富士スバルライン・須走口八合目の吉田・須走ルート分岐箇所が挙げられる。	事前ばかりでなく、事後の「戻る」ための注意標識も重要である。
【禁止表示】		
立入禁止	立ち入ることにより、登山者に危険を及ぼす箇所やルートを逸脱するような箇所などの限定した地点等に設置する。また、登山口等において、歩道以外への立入は、植生保護、利用者の安全確保の観点から、禁止であることを啓発する。 ただし、ロープ柵が既に設置されていたり、明らかに立ち入ることが禁止であると理解できる箇所、立ち入ることが困難な箇所などについては、設置の必要性について検討する。	
ブル道立入禁止	ブルドーザー道との交差点に限定した地点等に設置する。	道迷いが生じる箇所については、誘導標識の併設も検討する。
【指示表示】		
ゆっくり歩きましょう	登山口等で啓発すれば事足りると判断される。 登山道での設置の必要性は低く、設置する場合においても山小屋や休憩地点などからの出発口に設置する。	
夜間静かに	登山においては常識的なマナーであり、登山者の良識にゆだねられるものであるが、富士山は夜間登山が常態的に行われており、山小屋周辺で休憩する利用者に対する騒音の苦情もあることから、登山口のほか、必要に応じて各山小屋周辺等で啓発するが、必要最小限の設置となるよう配慮する	

<注意>

・足元注意



・スリップ注意



・路肩注意



・落石注意



・歩道から外れない



・道迷い防止



・道迷い防止(併用区間)



※併用区間の場合
併用区間の場合は、ルート名を下層へ追加。
管理者名の表記は要協議。

<禁止>

・立入禁止



・ブル道立入禁止



<指示>

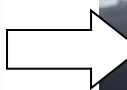
・ゆっくり行きましょう



・夜間静かに



・ブル道立入禁止



IV-1-g 解説板

(共通編3-(1) 配置等)

解説板及び商用看板類

利用者の適切な利便性が損なわれないことを前提に、必要最小限とする。

自然現象、動植物、歴史事物もしくは事象がある、または展望できる地点などに、解説画像の図及び写真、説明文を記載し、自然解説や自然情報を提供する。

「解説標識」： 景観の地形や地質、植生などの成因や歴史、風俗、信仰等を総括的に解説するものは、全文または要約文を4ヶ国語で、スペースを確保できない場合は日英の2ヶ国語で、翻訳して表記することが望ましい。

解説板については、富士山の自然や文化を理解するために重要であることから、最新の学術的な知見を踏まえ、正確性に留意する。

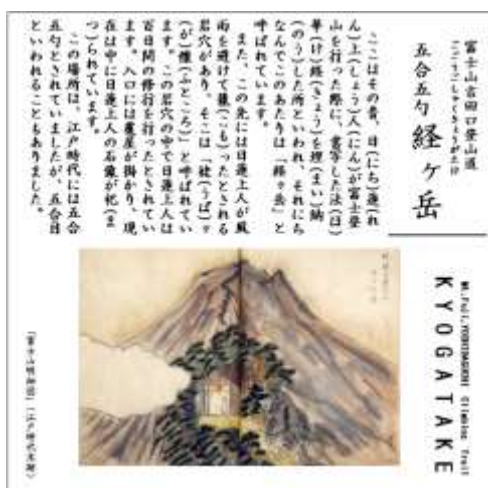


日・英・中・韓の4ヶ国語表示を基本とするが、標識類整備の目的は「ひとり歩きできるようにする」ことにあり、自然一般などの知識に係る解説標識の全てを必ずしも外国語表記する必要はない。特に動植物種で、その種名のみを列記するようなものは日本語のみとするか、外国人に理解できる内容にした要約文として翻訳するよう配慮する。なお、記載の内容については、富士学会などの学術団体を通じて、専門とする学識者、研究者に当該内容を確認してもらうこと等により、富士山地域に関する自然科学的、人文科学的な知見を、一般市民が読んで容易に理解できるような、平易で明快なものにすべきであるとともに、学術的

に正確で妥当なものにすることに留意する。

ただし、総合案内標識において、地域の概要や代表的な景観の地形、植生、歴史、風俗などを総括的に解説するものは、全文または要約を翻訳して記載する。

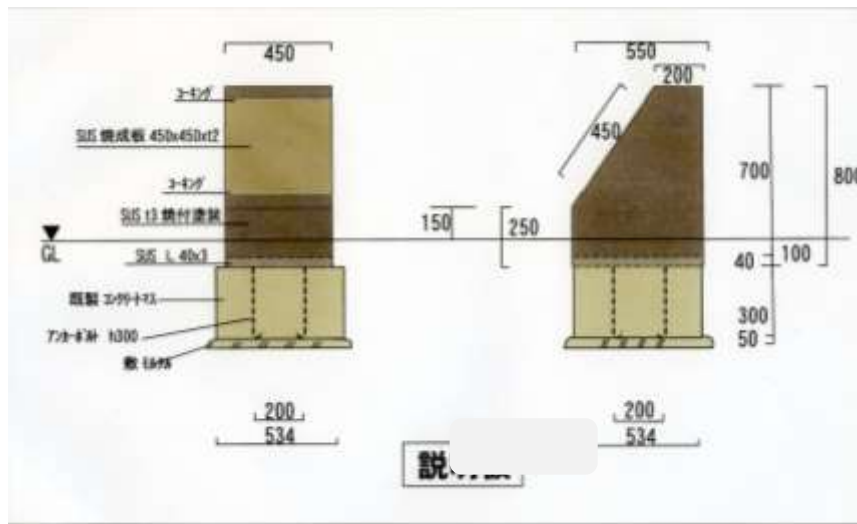
参考 富士吉田市歴史説明板の例



説明内容



設置の様子



設計図

吉田ルート山小屋の解説板の例

山小屋ミュージアム

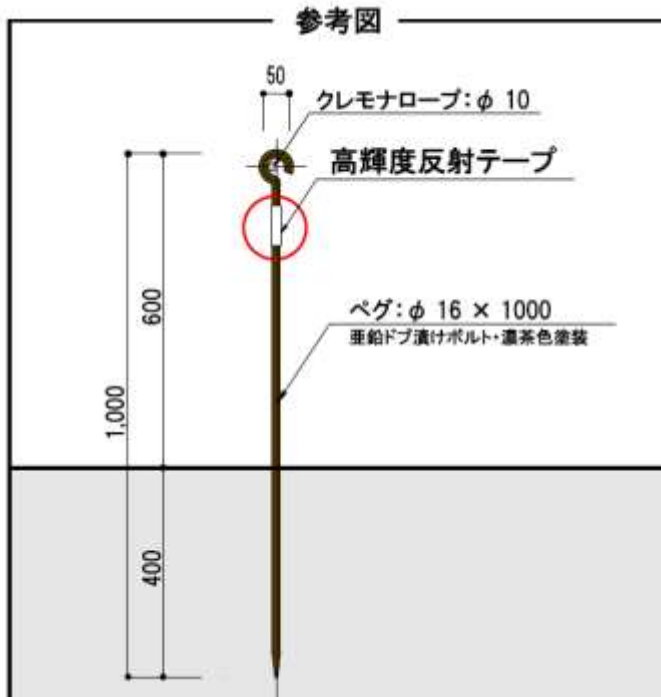
HUT MUSEUM

私達は山小屋文化を語りつぎます

<p>聖徳太子の太子館</p>  <p>聖徳太子（別名敏達太子：うまやどのおうじ、574年-627年）は飛鳥時代の皇孫で、推古天皇の時代に近衛吉野の人物であるが、その功績から、後世に多くの伝説が生み出されている。そのうちのひとつが富士山に関わるもので、中央の皇孫にまたがり富士山に登った、という話である。その際に休憩した場所が、現在太子館が使っている場所だとされている。太子館という名前は、この伝説からつけられたものである。このような理由で、太子館には聖徳太子が祀られている。この伝説にちなんで、太子館の標記は鳥居形のものになっている。</p>	<p>富士鍋と釜</p>  <p>江戸時代には富士山に信仰の一環として登る富士鍋が盛んになった。鍋というのはゆるやかな地形で、富士鍋とは近所の人がお茶を飲み立てて数年かー一度富士山に訪れたり、地元で煮炊きしたり、富士鍋といきまこころで富士山を登ることに登ったりして富士山を信仰する集まりである。鍋は、富士山の麓の草場や、山小屋に種々なものを寄贈されたものである。本来の高層分が、ふたの両手部分には鍋の表面やマークが刻られている。太子館に残っている最も古いのは、寛政10（1798）年に作られた宮原久重がであるが、現在も実際に使用されている。</p>	<p>マネキ</p>  <p>マネキとは、富士鍋が各鍋の表面やレンガのマークを記した板であり、富士山に登拝する際に掲げた印にしたり、各鍋の裏面にアールするのに使われたものである。山小屋や麓の草場に奉納されたものが今でも残っている。太子館に保存するのは、富士鍋の重要人物である宮原久重の作ったもので、鍋のマークと個人名や屋号が記されているもので、本製の板マネキと呼ばれるものである。</p>
<p>Shotoku-Taishi and Taishikan</p>  <p>Shotoku Taishi (Prince Shotoku, also known as Umayado Prince, 574-627) was a member of imperial family of Asuka period (6c.-7c.) and a regent under Empress Suiko. Because of his great achievement, he was sanctified and many legendary stories about him were documented after his death. One of them is the story that he climbed Mt. Fuji on a highly-reared Black Horse of Kai (Yamanashi Prefecture). It is said that he took a break around the place where Taishikan hut is now. That is the reason why this hut was named Taishikan. Inside the hut, Shotoku Taishi is enshrined. The stone of Taishikan is the shape of horseshoe based on the story.</p>	<p>Fuji-ko and Kettle</p>  <p>In the Edo period, Fuji-ko (seasonal Fuji confraternities), which is a kind of neighborhood community association of people who worship Mt. Fuji, became very popular in Edo. The members of it accumulated money for climbing Mt. Fuji, performed rituals in Edo, and constructed miniature Fujis near their houses to climb instead of climbing real Fuji. The groups donated many things to the borders at the base of Mt. Fuji and the puts up in the mountain. Some of those are these kettles, made of copper. On the body of the kettle and on the cover handle is carved the name of the ko which donated the kettle. The oldest kettle of Taishikan was made in 1798 and it is still used in the hut.</p>	<p>Maneki</p> <p>Maneki is a flag or a board on which a ko drew its name or symbol to use as a mark when the members had a climbing trip to Mt. Fuji or to appeal its offer. Many maneki are created in the huts and borders. Those present in Taishikan are (Ishimori's wooden-maneki). On one of them is drawn the name of Hiroku, the famous Fuji-ko leader, and on the others are drawn symbol of a ko and personal name or shop name.</p>
		<p>石臼</p>  <p>太子館の伝説で登場された石臼で、富士山で採りました石臼が造りの磨り石臼の石臼に使用していたものと考えられる。</p> <p>Mill stone</p> <p>This was found near Taishikan. It is thought to be used by a practitioner of Shugyo-do. It was used for milling grains to eat meals.</p>

IV-1-h その他施設

案内誘導標識による誘導によりがたい場合は、鉄筋ロープ柵、または、地面にロープを這わすなどにより、案内誘導標識を補間する人工物を設置することを検討する。



原則としている必要最小限の案内誘導標識の設置では、歩道形状が明瞭でない岩稜帯や砂走りの区間などでは、案内に不安を感じる利用者も出てくると考えられる。この不安解消に、「鉄筋ロープ柵」、または、地面に「ロープを這わす」など、案内誘導

標識を補間する人工物を連続させて設置することを検討する。

また、夜間登山者への案内誘導の配慮として、「鉄筋ロープ柵」の柱である「鉄筋」等の上部に幅1～2センチメートル程度の高輝度反射テープを巻き付け、夜間のヘッドランプに反射するようにすることで、濃霧や夜間でも歩道位置を確認することができるよう工夫するなど、必要に応じ実施する。

IV-3. 宿舎編（商用看板類）

IV-3-a 標識類の配置、規模、デザイン等

標識類は、利用者の適切な利便性が損なわれないことや利用者に不快感や過度の印象を与えないようにすることを前提に、目的を達成する範囲で必要最小限の設置数とする。その際、利用者の動線等を考慮しつつ、可能な限り風致景観の支障とならずかつ利用者の目に付きやすい場所に設置する。

平成 24 年度までを目標期間として取り組みを行い、平成 25 年度に見直しを行う。

【全体事項】

- ・複数の標識類は極力集合看板とし、規模は必要最小限とする。
- ・のぼりや旗の設置は段階的に削減する。
- ・屋外でのピクトグラム以外のイラスト、企業広告や営業用の商品広告の設置は極力避ける。
- ・必要に応じて、多言語表記やピクトグラムを用いるよう努める。

① 誘導標識

- ・表示面の面積 0.1 平方メートル以下
- ・歩道の分岐点に 1 基、歩道の前後に各 1 基以下とすること。
- ・色彩 原則として茶地に白文字とすること。
- ・別添の統一したデザインとし、宿舎のピクトグラムを併用すること。
- ・他の標識と合わせて、極力集合看板とすること。

② 自己営業看板

- ・建物と一体的に建築物の壁面に掲出することを基本とする。
- ・表示面積は、2m² 以下とする。
- ・必要最小限の設置数とする。
- ・材料は、自然石、木材等自然の素材を使用するよう努めること。地色は、素地色、茶色系、黒色を基本とし、文字は、白色又は黒色を基本とする。
- ・イラストを入れる場合は、富士山をモチーフにし、周囲との景観に調和したもののみとする。

③ サービス内容を表示する看板

- ・宿泊、食事、休憩等のサービス内容（メニューを含む）を示す看板については、建築物の壁面に掲出するか、入口の周辺に集合看板として 1 基のみの設置とする。ただし、トイレの看板は除く。
- ・ピクトグラムを極力併用すること。
- ・集合看板としての表示面の面積は、0.8 平方メートル以下
- ・商品の内容を示す標識類（食事内容の幟等）は独立して屋外に設置しない。

V. 用語の統一と多言語化の推進

(共通編3-(2)用語の統一と多言語化の推進)

用語の統一

標識等に表示する地名等用語の統一を図る。

多言語化の推進

国際化に対応するため、日本語の他英語、韓国語、中国語等必要に応じて多言語表記し、同様にピクトグラムを用いる。

分岐点における現在地の確認を、はじめて訪れる利用者にとっても容易に可能となるよう、分岐点を地点名称で呼ぶ。

「登山道」・「下山道」・「登下山道」の表記を用いることはせず、矢印と地名を用いる「方向・方面表示」とする。

富士山では、富士山信仰が始まった時代から続く地名と道路が整備された現在とでは、呼び方が異なっていたり、分岐点の地名に適当なものがなかったりして、案内誘導に混乱をきたす恐れがあるため、標識等に表示する地名等の用語については、はじめての来訪者にもわかりやすくする必要があり、山梨・静岡両県側での統一を図る。

なお、標識等に用いる地名などの用語や国際的に対応した多言語表記及びピクトグラムは、官民間問わず、富士山に関する観光パンフレットやマップ類に記載するよう広く周知し、徹底し、または働きかけることとする。

標識で設置する地点名及びルート名、並びにそれらの多言語表記は、資料編Ⅷ-4「多言語表記の一覧」を参照する。

■今回、標識で表示する主な地点名及びルート名

<地点名>

- ・ 富士宮口、御殿場口、須走口・・・ → 富士宮口五合目、御殿場口新五合目、須走口五合目など
- ・ 山頂ブル道の降り口（下り利用）・・・ → 山口屋前
- ・ 須走ルートと吉田ルートとの分岐・・・ → 吉田・須走ルート分岐（下江戸屋分岐）
- ・ 各ルートの頂上での地点名・・・ → 富士宮口山頂、御殿場口山頂など

など

<ルート名>

- ・ 富士宮口登山道、御殿場口登山道・・・ → 富士宮ルート、御殿場ルートなど
- ・ 吉田口登山道・河口湖口登山道・・・ → 河口湖ルートは吉田ルートの枝ルート

など

VI. デザイン

(共通編3-(3) デザイン)

全ての標識について統一性を持たせることとする。風致景観に馴染むよう下地の色は木材・石材の自然色、黒色及び茶系色とし、文字等は白色及び黒色を基本とする。

大きさについても、標識類の目的を踏まえ、必要な範囲で風致景観に支障のないよう最小限に抑える。

標識等のデザインについては、風致景観に馴染むようにする必要がある一方、利便性の観点から、視認性に優れ、さらにはわかりやすいことも重要な要素である。

利用者に連続した一連の案内を提供するものであり、風致景観上の配慮及び情報理解の促進に繋げるためにはデザインに統一性を持たせることが必要であることから、仕様等について以下を基本とする。

1. 本体仕様／形状（材料、品質の指定）

- ・ 下地の色は木材・石材の自然色、黒色及び茶系色
- ・ 木材については耐候性の高いものを使用
- ・ 文字を記載する板面については、富士山特有の気象条件である“サンドブラスト”の被害により、傷付き読めなくなることが予想されることから、コストも考慮の上、交換可能なプレートに印刷

2. 標識構造寸法

- ・ 原則レイアウト参考案及び本文で規定した規模を標準とするが、道迷いの多発箇所などにおいては、登山者が歩道上から眺める標識等の距離に応じて、それぞれの最低文字サイズを検討し、この寸法から定まる板面や柱の構造寸法に風速等の気象条件を考慮して定める。
- ・ 地図案内標識の地図面については、国土交通省監修の「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」により指定された、文字サイズ、凡例、縮尺等を原則使用し、板面や柱の構造寸法は風速等の気象条件や風致上の支障も考慮して定める。

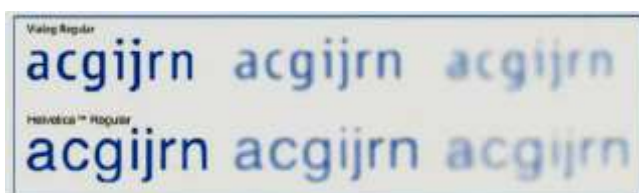
3. 標識レイアウト寸法

- ・ ユニバーサルデザインに配慮し、4カ国語以外の母国語の方や漢字を読めないこどもにも理解できるよう矢印とピクトグラムをセットでレイアウトすることを基本とする。また、同じ文字について日本語と外国語の書き出し位置は、左揃えを基本とする。（標準図集参照）

4. 使用フォント、寸法

- ・ 日本語、中国語、韓国語については、視認性に優れている角ゴシック体を基本とする。
- ・ 英語は、Helvetica、もしくは、ドイツでサインシステム用として開発された視認性の非常に高い書体である Vialog を基本とする。
- ・ 板面に表示する文字サイズについては、見通し距離に応じた最低限必要な文字の大きさを検討することが望ましい。

Vialog（上）と Helvetica（下）の視認性比較



Vialog は、**Vialog**
書体の丸い C と O が間違えにくくなるなど、高い視認性をもっていることに加え、文字が細いため、スペルが長くなる英語において、板面を小さくできる

5. 集合化

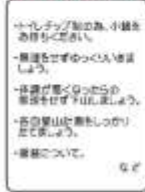
・標識類については、乱立を避けるため、集合化を図り設置するよう努める。

■注意標識(注意、指示、禁止、啓発等)

ピクトあり注意喚起



ピクトなし注意喚起等



ルート標識



集約!



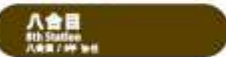
ピクトありの注意事項

ルート標識

コメント欄
ピクト無しの注意事項等

■施設等(現在地、標高、案内誘導、ルート名等)

現在地表示



標高標識



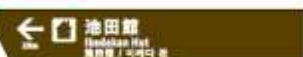
誘導標識



誘導標識



誘導標識



ルート標識



<集合標識-著名地点設置の場合>



集約!

○参考レイアウト例

一箇所に必要な情報を必要な分だけ1枚の表示板に集約します。

(例)富士宮口の八合目に設置する場合、現在地の位置を確認する為の「現在地表示」最上段とし、その下に誘導が必要と思われる地点名や施設の誘導表示、最下段に現在の登山道名を表示するルート表示を記します。

VII. 維持管理

○維持管理

標識の劣化により風致景観上の支障となることを避け、また、利用者の安全を損なうことがないように、適切な維持管理を行う。

5合目以上の山岳部など、強風や多雪による環境の厳しい所については、劣化を考慮して、修繕が容易な設計の標識としたり、耐性の強い素材を用いたり、利用者の少ない時期は標識を取り外して適切に保管するなどして、適切な維持管理に努める。

必要がなくなった標識類は、速やかに撤去するとともに、老朽化した標識類は、必要な措置を講じるものとする。

○富士山、特に5合目以上の高標高地においては、標識類の破損、劣化により風致景観上の支障となり、また利用者の安全を損なうことが無いよう、適切な維持管理を行う。具体的には、設置者は責任を持って適切な頻度で標識類の破損、劣化の程度を確認し、補修等を行い、その機能の維持を図る。必要に応じ、あらかじめ、修繕が容易な設計や耐性の強い素材を用いたりする等の工夫を行う。

○自己の設置した標識以外の破損や劣化を発見した場合、その設置者に報告する。設置者は、可能な限り速やかに確認を行い、必要な対応を取る。なお、設置者が不明な場合土地所有者又は管理者に報告する。

一般の利用者等から指摘があった場合も同様に対応する。

○5合目以上の山岳部など、強風や多雪による環境の厳しい所に設置された矢羽根標識、注意標識等は、シーズン終了後、必要に応じて取り外して適切に管理する。

○関係者は互いに協力し、標識の適切な維持管理を行う。

VIII. 資料編

VIII-1. 富士山における適正利用推進協議会規約

(名称)

第1条

本会は、「富士山における適正利用推進協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条

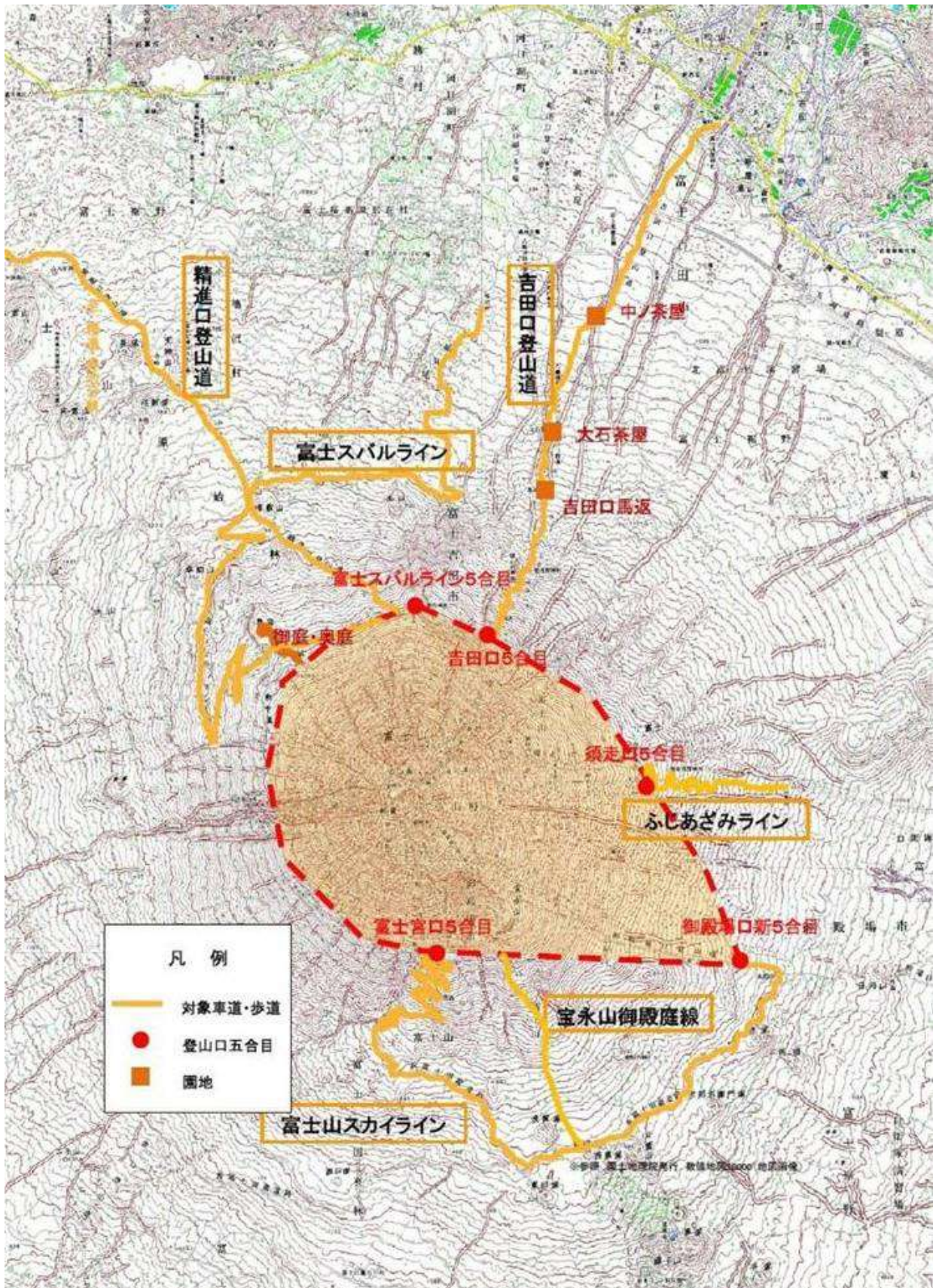
協議会は、富士山の適正利用に係る関係者で情報を共有し、必要な事業について協議を行うことで連携した施策の推進を図ることにより、富士山における安全かつ快適な利用の推進及び自然環境等の普及啓発に資するとともに、富士山における自然環境の保全、良好な風致景観の確保及び形成に寄与することを目的とする。

(範囲)

第3条

前条の目的に鑑み、以下を対象範囲とする。

- (1) 5合目（各車道の終点）以上の歩道、山小屋等の施設を含む全域。
- (2) 山麓から5合目に至る主要な歩道。
- (3) 5合目に至る主要な車道と園地等。



(協議事項)

第4条

協議会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事項の実施について協議又は情報交換をする。

- (1) 富士山の利用者に提供する情報の内容、周知方法に関すること。
 - (2) 富士山に整備される標識類の配置、デザイン等の方針に関すること。
 - (3) 富士登山における安全確保のためのガイドラインの策定及び普及等による富士登山における適正利用に関すること。
 - (4) 国立公園の適正利用の推進のために必要な富士登山に関する調査・モニタリングに関すること。
 - (5) その他、構成機関間の連携協力及び役割分担等、本協議会の目的を達成するために必要なこと。
- なお、(2)でいう標識類とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示され、若しくは設置、又は掲出される案内標識（道標、地図案内標識等）、注意標識、自然等解説板、商用看板（山小屋、売店などにおいて商用に設置されるもの）など全ての標識、看板類、はり紙等をいう。（屋外広告物法第2条にいう「屋外広告物」に該当。）ただし、法令により規格等が規定されている標識（道路交通法等法令に基づいて設置される道路標識等）は除く。

(構成)

第5条

協議会は、別表に掲げる各構成機関の代表者をもって構成員とする。

- 2 協議会に議長を置き、会の運営に当たる。議長は、総会においてこれを定める。任期は総会における決定の日から2年として、再任は妨げない。ただし、役職により就任した議長がその職を離れたときは、その後任者が就任するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 構成員たる各構成機関の代表者は協議会の議長に通知することにより、代理者を協議会に参加させることができる。
- 4 議長は、総会における合意を経て、必要に応じて構成員を追加することができる。

(検討部会)

第6条

協議会を補佐し、個別課題について詳細な検討を行うことにより協議を円滑に進めるため、協議会で必要があると認める場合に、検討部会を設置する。

- 2 検討部会は構成機関に所属する者で構成し、部会長は協議会の議長が指名する。
- 3 議長は、必要に応じて構成員以外の参加を要請することができる。
- 4 検討部会における検討状況は協議会に報告する。

(専門委員)

第7条

協議会には、富士山の環境保全や利用等について専門的知見を有する者として専門委員を置く。専門委員の任期は総会における決定の日から2年として、再任は妨げない。

- 2 議長は、必要に応じて専門委員を協議会又は検討部会に出席させ、意見を聞くことができる。

(総会等)

第8条

総会は、必要に応じて議長が招集する。総会は構成員の三分の二以上の出席で成立する。総会における議決は協議会の決定とする。

- 2 議決は、原則として、総会に出席した構成員によるコンセンサス方式、又は、書面による協議方

式とする。

- 3 総会を欠席する者は、予定されている議事についての意見をあらかじめ文書で議長に送付し、委任することが出来る。
- 4 書面による協議方式で総会を開催する場合は、予定されている議事についても意見を期限内に書面で提出した構成員を総会の出席者と見なす。
- 5 議長は、必要に応じて、構成員以外の者をオブザーバーとして総会に参加させることができる。

(事務局)

第9条

協議会に関する事務は、環境省、山梨県及び静岡県が共同して実施する。事務局は、環境省関東地方環境事務所箱根自然環境事務所内に置く。

- 2 環境省、山梨県及び静岡県は、事務局会議を開催することができる。
- 3 事務局会議には、必要に応じ、構成員及び構成員以外の者の担当者を参加させることができる。

(附則)

この規約は、平成21年3月9日から施行する。

この規約は、平成23年2月7日から施行する。

この規約は、平成27年3月17日から施行する。

この規約は、平成28年11月25日から施行する。

この規約は、平成29年11月13日から施行する。

この規約は、平成30年3月14日から施行する。

(別表) 構成機関及び構成員

文化庁文化財部	記念物課長
林野庁関東森林管理局	計画保全部保全課長
国土交通省中部地方整備局	企画部事業調整官
国土交通省中部地方整備局	富士砂防事務所長
環境省関東地方環境事務所	統括自然保護企画官
防衛省陸上自衛隊富士学校	管理部演習場管理課長
山梨県観光部	観光部長
山梨県県土整備部	県土整備部長
山梨県森林環境部	森林環境部長
山梨県県民生活部	県民生活部長
山梨県防災局	防災局長
山梨県教育委員会	教育長
山梨県警察本部	生活安全部長
富士五湖消防本部	消防長
富士吉田市	産業観光部長
富士河口湖町	富士河口湖町長
鳴沢村	鳴沢村長
富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合	組合長
鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合	組合長
山梨県道路公社	理事長
静岡県くらし・環境部	くらし・環境部長
静岡県危機管理部	危機管理部長兼危機管理監代理
静岡県文化・観光部	文化・観光部長
静岡県交通基盤部	交通基盤部長
静岡県教育委員会	教育長
静岡県警察本部	地域部長
富士宮市	産業振興部長
御殿場市	産業スポーツ部長
小山町	経済建設部長
富士市	産業経済部長
裾野市	産業部長
富士山本宮浅間大社	宮司
富士山奥宮境内地使用者組合	組合長
富士五湖観光連盟	会長
富士山吉田口旅館組合	組合長
富士山五合目観光協会	会長
表富士宮口登山組合	組合長
御殿場口山内組合	組合長
須走口山内組合	組合長
山梨県山岳連盟	会長
静岡県山岳連盟	会長
富士急行株式会社	取締役社長
オブザーバー	
防衛省南関東防衛局	企画部地方調整課環境対策室長
陸上自衛隊北富士駐屯地	業務隊長

Ⅷー 2. 富士山における標識類のあり方ガイドライン（共通編）について

共通編

1 目的及び計画の位置付け

富士山において、適切な標識の配置やデザインの統一化等を図ることにより、利用者の安全と利便を確保するとともに、秩序ある良好な風致景観を維持及び形成することを目的とする。

ガイドラインは対象区域に係る行政機関、土地所有者、民間事業者等の関係者で構成される富士山標識関係者連絡協議会（仮称）（以下協議会）の合意のもと策定する。関係者は、合意されたガイドラインに基づき、標識類の設置、維持、管理等を行う。本ガイドラインに係る合意事項の詳細については、関係者間で適宜調整を図り、協議会に報告するものとする。

2 対象

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示され、若しくは設置、又は掲出される案内標識（道標、地図案内標識等）、注意標識、自然等解説板、商用看板（山小屋、売店などにおいて商用に設置されるもの）など全ての標識、看板類、はり紙等を対象とする。（屋外広告物法第2条に言う、「屋外広告物」に該当。）

ただし、法令の規定により規格等が規定されている標識（道路交通法等法令に基づいて設置される道路標識等）は除く。

本ガイドラインが対象とする地域は、次に挙げる範囲とする。（別添図面参照）

○5合目（各車道の終点）以上の歩道、山小屋等の施設を含む全域

○山麓から5合目に至る主要な歩道

吉田口登山道、精進口登山道、御中道線、宝永山御殿庭線

○山麓から5合目に至る主要な車道と園地等

（車道）、富士スバルライン、富士山スカイライン、ふじあざみライン

（園地その他）中ノ茶屋、大石茶屋、吉田口馬返、御庭奥庭園地

3 留意すべき事項

1に記した目的に資するため、標識類が簡潔で分かりやすい配置、デザインとなるよう関係各者において、その設置、維持管理に取り組む。その際、関係者と十分な連携を図る。

(1) 配置等

○基本方針

必要最小限の設置数とする。その際、利用者の動線等を考慮しつつ、可能な限り風致景観の支障とならずかつ利用者の目に付きやすい場所に設置する。

近傍に同一機能の看板が重複して設置されることは避ける。

近傍に複数の機能が異なる標識などが多数存在する場合は集合看板への統一を図る。このような場所においては、新たな独立看板の設置は極力避け、集合看板とするか、既存の標識又は建物に付属させることを検討する。

なお、同一機能の標識類が必要以上に複数存在している場所においては、標識類の必要性を吟味の上、順次撤去する。

○案内標識及び注意標識

その設置数については、必要最小限とする。但し、特に登山道入り口や分岐地点などにおいては地図

案内標識を設置し、利用者が現在地の把握を確実かつ容易と出来るよう配慮する等、必要な場所には確実に配置されるよう留意する。

○解説板及び商用看板類

利用者の適切な利便性が損なわれないことを前提に、必要最小限とする。

(2)用語の統一と多言語化の推進

地名等用語の統一を図る。

また、風致景観との調和を図りつつ、利用者の国際化に対応するため日本語の他英語、韓国語、中国語、スペイン語等必要に応じて多言語標記とし、同様に必要に応じてピクトグラムを用いるよう努める。

(3) デザイン

全ての標識について統一性を持たせることとする。風致景観に馴染むよう下地の色は木材・石材の自然色、黒色及び茶系色とし、文字等は白色及び黒色を基本とする。

大きさについても、標識類の目的を踏まえ、必要な範囲で風致景観に支障のないよう最小限に抑える。

(4) 維持管理

標識の劣化を放置することにより風致景観上の支障となることを避け、また、利用者の安全を損なうことがないように、適切な維持管理を行う。

5合目以上の山岳部など、強風や多雪による環境の厳しい所については、劣化を考慮して、修繕が容易な設計の標識としたり、耐性の強い素材を用いたり、利用者の少ない時期は標識を取り外して適切に保管するなどして、適切な維持管理に努める。

(5)その他

自然公園法、森林法、文化財保護法等の関係法令の適正な許認可等が取得されていないことが確認された看板は原則として撤去する。

VIII-3. 富士山標識関係者連絡協議会議事概要

【第1回総会】

日 時 平成21年3月9日(月) 13:30
場 所 富士宮市役所 111 会議室

○議事概要

議題1 議長選出

声掛け役の環境省関東地方環境事務所関根統括自然保護企画官(代理で伊藤国立公園・保全整備課長)が議長となった。

議題2 「富士山における標識類のあり方ガイドライン」について

資料(1. ガイドラインの構成、2. ガイドライン共通編、3. ガイドライン歩道編、4. 今後の進め方)について事務局(曾宮箱根自然環境事務所長)より説明の上、意見交換を行った。主な意見は下記の通り。

御殿場市) ガイドラインを定めた後の運用は。

事務局) 両県や環境省等が標識の整備等を実施する際に活用していく。

奥宮境内地組合) 世界遺産登録推進の動きもあり、許認可の整合性を含めて文化庁と環境省は連携していただきたい。

静岡森林管理署) 乱立している看板を一つの集合看板とする場合は、誰が音頭をとって統一していくのか、考えは?

事務局) 場所によって変わってくると思われ、具体的案件毎に関係者で協議して決める事になるだろう。

富士吉田市・吉田口旅館組合) 吉田口の下山者を誘導する際の標記は、現状だと河口湖口五合目となっているがスバルライン方面などの記述がわかりやすいので検討してもらいたい。

奥宮境内地組合) 富士山頂の八峰の名称など個別具体的話については、エリア毎にワーキンググループを設けて協議するようにすると良いのでは。

事務局) 個別については、事務局よりお声掛けし関係機関とお話しする機会を設ける。

静岡県警) 標識に色分け表示と地点名があると遭難者の検索が楽になる。

山梨県道路公社) 車道の標識の色彩は道路関係の法令で定められているのでは。

事務局) 法定外の標識として提案している。

山梨県世界文化遺産推進課) 集合看板などの設置予算の出所等についての考えは?

事務局) 標識設置者である両県や環境省、他機関も含めて協議し調整していく。

事務局) 両県の意向もあり歩道編については、今シーズンから取り組んでいきたいので早めに決定したい。

静岡県警) 登山者にアンケートを行い、意見や感想を聞くと良いのではないか。

事務局) 利用者のアンケート調査については、歩道の状況調査も含め考えている。

議題3 今後の協議会の進め方について

事務局より日程表を配り第2回総会の日取りを決めていくこととなった。

【第2回総会】

日 時 平成21年12月24日(木) 14:00
場 所 富士河口湖町役場 コンベンションホール

○議事概要

議題1 「富士山における標識類総合ガイドライン案」について

事務局より総合ガイドライン案および富士宮口5合目で行ったアンケート調査について説明の上、意見交換を行った。主な意見は下記のとおり。

富士吉田市・吉田口旅館組合) 今年も吉田と須走の下山道の分岐で道を間違えるケースがあり、分岐まで標識がなかったことから、改善をお願いすると共に救護者などがいるときに素早く対応できるよう、道標に番号を付けてもらいたい。6合目安全指導センターの分岐は矢羽根の誘導標識だけだと不十分なので大きめの案内看板の設置をしてもらいたい。泉が滝の三叉路も夜間登山者が間違えて佐藤小屋に行くケースが見られたので検討いただきたい。

事務局) 吉田ルートは標識が少ないということであれば、この区間で標識を増やすことはあり得る。下江戸屋分岐については、改善案を後程説明する。泉ヶ滝や富士山登山者指導センターの分岐は、しっかりと標識で情報提供していくことが必要。道標に番号をつけることについては、関係機関と検討していきたい。

静岡県警) 登り450m、下り900m間隔だと救助を呼ぶときに道標が遠くて困るのではないかと。またガスが出やすい環境なので安全が保たれるか危惧するところ。

事務局) あくまで目安であり、個々に標識の必要性を検討していきたい。また、ロープ柵などで道に迷わない方法を合わせて検討していきたい。

吉田口旅館組合) 下山道にはつづら折れになっている各角に番号を振ってくれるよう5、6年前から要請しており、救助する側としては大変困る。現場のことを考えてもらいたい。

事務局) 救助対応を含めた対策については、まずは標識に管理番号を付けることを検討し、ロープ柵などに管理番号をつけるなどの対応について検討していきたい。

静岡県警) 開山期について、最近の傾向として利用期が後ろに伸びていると思うが方針を出してもらえれば。

静岡県道路保全室) 7月1日の開山を目指しているが、危険がないことを確認しないと開けられず、7月の10日前後になることが多い。閉山時期については9月の1週目くらいまで山小屋が開いているので山小屋が閉める時期に閉山としている。

議題2 「富士山における標識類の統合整理計画案」について

事務局より統合整理計画案について説明され、改善提案については3月までに関係機関と協議して具体的に出していくとの方針が示された。

東京大学山本助教) 下江戸屋分岐の道迷いの原因などの情報は収集したのか。

事務局) 情報収集については、6合目安全指導センターや5合目の総合管理センターなどから行っており、道迷いの原因については、登山者が分岐として把握していないこととと考えており、看板の位置がわかりにくいことと人が滞留していることが要因とみている。

議題3 今後の協議会の進め方について

事務局より説明。

議題4 その他

全体についての意見交換。奥宮境内地組合) 標識については、皆それぞれの思いがあって標識の設置をしている。市町村レベルまでしっかり説明してもらいたい。

事務局) 今後、具体的な統合整理計画においても、市町村を含め協議していきたい。

東京大学山本助教) 現場で意見交換することが大事ではないか。実際に登ると、路肩注意や落石注

意といった看板が必要以上に多い印象を受けた。富士山は日本の国立公園の顔であり、国立公園の仕組みなどを伝えることを検討するべき。また、環境教育の情報も少なく全体の設計から考えるべき。

議長) これからの検討課題としたい。

静岡県警) 実際ガイドラインに沿って整備して問題が出たときに看板の設置等の対応は可能なのか。

事務局) ガイドラインはあくまでも方針であり、現場の状況に応じて必要であれば、設置は可能。

ガイドラインの方針に問題があれば、協議会で変更することも可能。

静岡県警) 来年、利用者の意見を吸い上げる調査を実施してもらいたい。

事務局) 今年度、静岡県でアンケートを実施してもらったが、来年実施可能か検討していきたい。

議長) 本日は安全面の意見を多くいただいた。決して軽視しているわけではなく、今後検討していきたい。

【第3回総会】

日 時 平成22年3月23日(火) 14:00
場 所 御殿場市民会館第7会議室

○議事概要

議題1 「富士山における標識類総合ガイドライン案」について

事務局より総合ガイドライン案について前回からの変更点のみ説明した。主な意見は下記のとおり。

荒牧先生) 富士学会について追加説明。学説はたくさんあるが、主流となる学説とあまり違っては困る。第一線の学会の長が内容に責任を持つ決意がある。

奥宮境内地組合) 冬山登山や春スキーについては標識で禁止表示できないと聞いているが、注意喚起は必要。春山になってたくさんの標識を建てるのもどうかと思う。

事務局) 当ガイドラインは夏山を想定しているが、冬期の状況も目に余るようなら検討していきたい。

議長) 平成22年3月版としてガイドラインをまとめてよろしいか。 →異議なし

議題2 「富士山における標識類の統合整理計画案」について

事務局より標識類の統合整理計画案について前回からの変更点のみ説明した。

東京大学山本助教) 登山者アンケートでは標高、距離の表示の要求が高かった。それらを表示するとよいのではないか。ハード面は詰められているが、標識の内容の議論がなかったのではないか。総合案内標識において、5合目以上は特別保護地区で貴重なところという認識を持たせられるとよいのではないか。

事務局) 総合案内の内容には国立公園や他法令の禁止事項を入れ込む予定。標識内容の議論があまりなかったのはその通りであり、主にデザインと配置計画についてまとめてきた。標識の内容については設置者が専門家や市町村などの行政に確認して作っていくこととしたい。

静岡県で行ったアンケートでは、時間と距離表示がほしいとの意見が多く、双方を表示していく方向で考えている。何合目かを表示する標識には標高の表示をしており、時間についてもパンフレットに記載されている所要時間を、距離についても斜距離の数値を記載している。

荒牧先生) 富士山全体の関係者が集まって議論するのは、これで終わりではなく是非継続していただきたい。標識のみに留まらず山全体の管理の方向に目を向けていってほしい。ガイドラインを見ると堅苦しいのではないかと感じた。また、記念写真用の看板を考えても良いのではないか。

静岡県警) 集合看板は美観的にはよいが一つではなく何カ所か付けてもらいたい。須走五合目などは駐車場が広く、駐車場の入り口付近に規制行為などがわかるものがあればありがたい。

事務局) 予算の都合で総合案内標識は1つを予定しているが、必要に応じて今後、県と相談して他に注意標識を設置することも検討していきたい。今後は、フォローアップを行っていく予定。記念写真用の標識についてはモニュメント型を予定。

議長) モニュメント型は一つの例であり、今後も検討して欲しい。

平成22年3月版として統合整理計画をまとめてよろしいか。 →異議なし

議題3 今後の協議会の進め方について

事務局より来年度以降は、適切な標識の配置のフォローアップを考えていることを説明。

静岡森林管理署) ガイドライン等のどこまでの内容を公表するのか教えていただきたい。須走五合目の乱立看板は具体的にどのようにして、いつ撤去して、いつ設置するのか明確にいただきたい。

事務局) 本日まとめたものは全て公表する事で考えていた。須走五合目については関係機関の看板の撤去の問題があり、関係機関との調整があるので、今、明示はできない。

山本助教) たくさんの関係者が集まり議論したことはすごいと思うが、今後も議題は標識だけなのか。議題を拡大してみてもいいか。

議長) あくまで標識ということで、具体的な意見が出しやすかったのではないか。マイカー規制など他

の話題については別の機会にご参集いただき叡智をお借りしたい。

静岡県警) 夏の富士登山は総量規制が必要と思っている。通行車両の限定、入山料などが考えられると思う。混雑や危険性の問題もあるので、議論の範囲を拡げてもいいのではないかな。

供用期間については具体的な数字はいつを書くのか。議長) 総量規制等については別途の機会に考えることとし、関係機関の方々に叡智をお借りしたい。

事務局) ルートごとに供用期間が違う。現段階では上旬として、具体については管理者がHPなどで情報提供したい。

静岡県警) 登山口ごとに任せるのは問題。迷わないようにきちんと案内すべき。

事務局) 標識の維持管理上、登山期間中以外は管理上撤去したい。撤去作業期間も必要。現状では小屋が閉める時期に合わせている。

静岡県警) 小屋に営業自粛依頼できないのか。

事務局) 自粛をしてもらうことを検討するのではなく、まずは供用期間の周知を考えたい。

富士山五合目観光協会) スバルラインが既に開通して営業している。この時期に訪れる観光客、経験者、外国人など様々な人たちに周知していく看板も必要。

事務局) 総合案内標識ではリアルタイムの情報は変更できるようにする予定。それでも情報提供が足りない部分があれば検討したい。

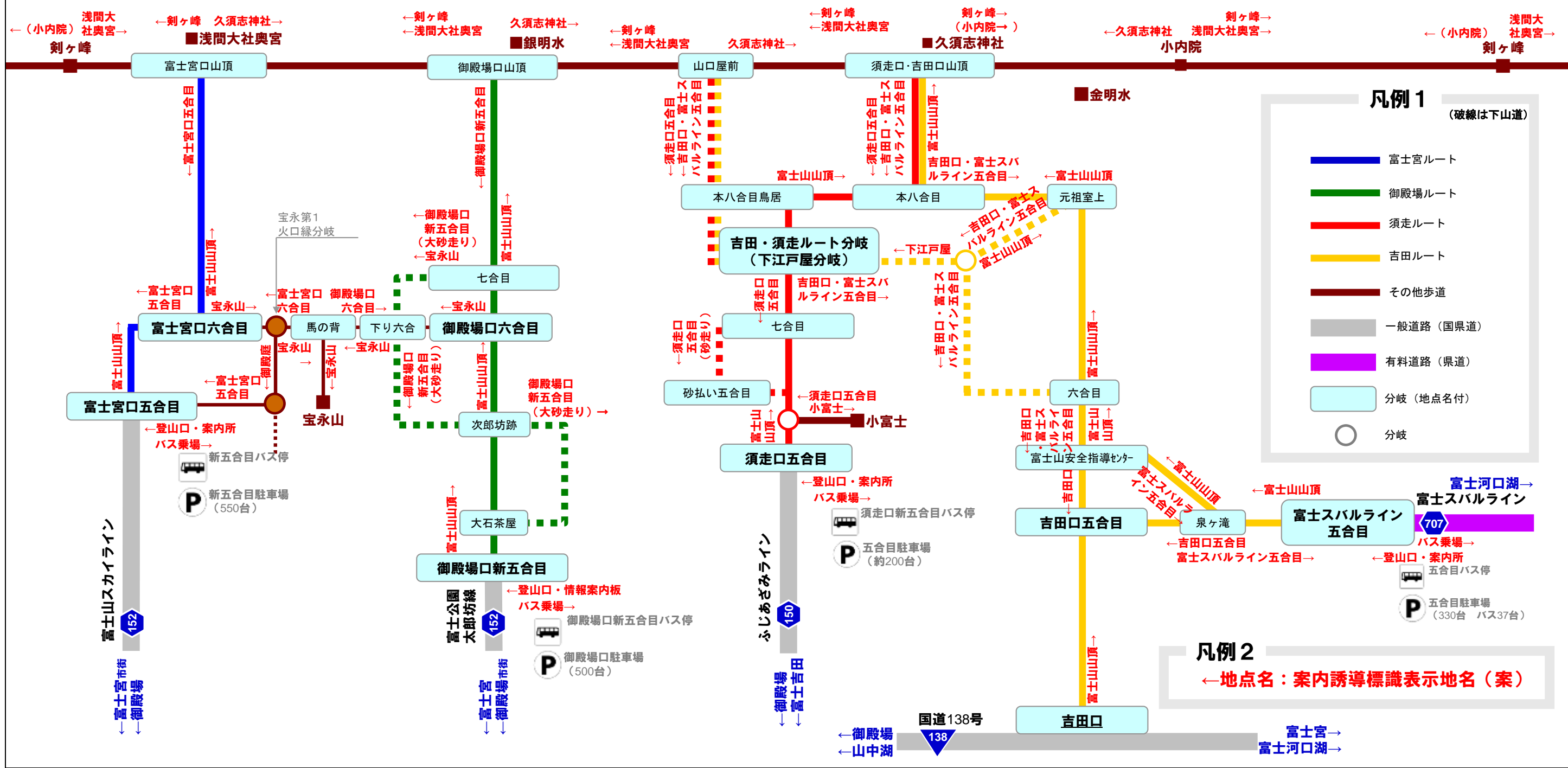
荒牧先生) 情報発信全体の問題。富士山の登山観光のあり方についてマネジメントしていくべきではないか。世界遺産登録の関係で世界を迎え入れようとしているが、情報発信が不足。旅館や観光組合の人が集まって話すことは非常に重要。環境省では権原が限られているし、官主導でないものをつくるのはいいことではないか。

議長) 他の国立公園では連絡会議を作っている所もある。環境省も出られるところはでていきたい。

議題4 その他




なし。

VIII-4. 分岐点名及び誘導地名(案)



Ⅷ-5. 英・中・韓国語翻訳一覧





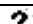
方向・方面表示 (案内誘導標識に表示する名称等) NO.1

	日本語	英語	中国語	韓国語
山頂	← 剣ヶ峰 (けんがみね)	Kengamine Peak	剑峰	겐가미네 봉우리
	← 小内院 (しょうないいん)	Shounaiin (volcanic crater)	小内院	쇼나이인(화구)
	← 金明水 (きんめいすい)	Kinmeisui (well)	金明水	긴메이스이(금명수)
	← 浅間大社奥宮 (せんげんたいしやおくみや)	Sengentaisha-Okumiya Shrine	浅间大社奥宮	센겐타이샤오쿠미야 신사
	← 久須志神社 (くすしじんじゃ)	Kusushi-jinja Shrine	久须志神社	구스시진자 신사
登山道	← 富士山山頂	Mt. Fuji Summit	富士山山顶	후지산 정상
	← 富士宮口五合目	Fujinomiya Trail 5 th Station	富士宮口五合目	후지노미야 등산로 5 합목
	← 富士宮口六合目	Fujinomiya Trail 6 th Station	富士宮口六合目	후지노미야 등산로 6 합목
	← 御殿場口新五合目	Gotemba Trail Shin-5th Station	御殿場口新五合目	고텐바 등산로 신 5 합목
	← 御殿場口新五合目 (大砂走り)	Gotemba Trail Shin-5th Station (Osunabashiri)	御殿場口新五合目 (大滑砂道)	고텐바 등산로 신 5 합목(큰 모래밭 길)
	← 御殿場口六合目	Gotemba Trail 6 th Station	御殿場口六合目	고텐바 등산로 6 합목
	← 須走口五合目	Subashiri Trail 5 th Station	须走口五合目	스바시리 등산로 5 합목
	← 須走口五合目 (砂走り)	Subashiri Trail 5 th Station (Sunabashiri)	须走口五合目 (滑砂道)	스바시리 등산로 5 합목(모래밭 길)
	← 吉田口	Yoshida Trail Ent.	吉田口	요시다 등산로 입구
	← 吉田口五合目	Yoshida Trail 5 th Station	吉田口五合目	요시다 등산로 5 합목
	← 吉田口六合目	Yoshida Trail 6 th Station	吉田口六合目	요시다 등산로 6 합목
	← 富士スバルライン五合目	Fuji-Subaru Line 5 th Station	富士斯巴鲁线五合目	후지 스바루라인 5 합목
	← 吉田口・富士スバルライン五合目	Yoshida Trail Ent. ・Fuji-Subaru Line 5th Station	吉田口・富士斯巴鲁线五合目	요시다 등산로·후지 스바루라인 5 합목
登山口	← 〚バス乗場	Bus Stop	公共汽车站	버스정류장
	← 〚富士宮口新五合目バス停	Fujinomiya Trail Shin-5th Station Bus Stop	富士宮口新五合目巴士站点	후지노미야 등산로 신 5 합목 버스정류장
	← 〚御殿場口新五合目バス停	Gotemba Trail Shin-5th Station Bus Stop	御殿場口新五合目巴士站点	고텐바 등산로 신 5 합목 버스정류장
	← 〚須走口新五合目バス停	Subashiri Trail Shin-5th Station Bus Stop	须走口新五合目巴士站点	스바시리 등산로 신 5 합목 버스정류장
	← 〚富士山五合目バス停	Mt. Fuji 5 th Station Bus Stop	富士山五合目巴士站点	5 합목 버스정류장
	← 〚登山口(他に  ,  , )	Trail Ent.	登山口	등산로 입구
	← ?案内所	Information	问讯处	안내소
	← i情報案内板	Information	信息介绍牌	안내표지판





方向・方面表示（案内誘導標識に表示する名称等） NO.2

	日本語	英語	中国語	韓国語
地域名	東京	Tokyo	东京	도쿄
	新宿	Shinjuku	新宿	신주쿠
	大阪	Osaka	大阪	오사카
	名古屋	Nagoya	名古屋	나고야
	静岡県	Shizuoka Prefecture	静岡県	시즈오카현
	山梨県	Yamanashi Prefecture	山梨県	야마나시현
	富士山静岡空港	Mt. Fuji Shizuoka Airport	富士山静岡机场	후지산 시즈오카 공항
	富士吉田市	Fujiyoshida City	富士吉田市	후지요시다시
	富士河口湖町	Fujikawaguchiko Town	富士河口湖町	후지카와구치코정
	富士宮市	Fujinomiya City	富士宮市	후지노미야시
	御殿場市	Gotemba City	御殿場市	고텐바시
	小山町	Oyama Town	小山町	오야마정
その他	←宝永山 <small>(ほうえいざん)</small>	Mt. Hoei	宝永山	호에이산
	←御殿庭 <small>(ごてんにわ)</small>	Goten-niwa (natural park)	御殿庭	고텐니와(자연공원)
	←小富士 <small>(こふじ)</small>	Mt. Kofuji	小富士	고후지(작은 후지산)
	←御庭 <small>(おにわ)</small>	Oniwa (natural park)	御庭	오니와(자연공원)
	←奥庭 <small>(おくにわ)</small>	Okuniwa (natural park)	奥庭	오쿠니와(자연공원)
	←御中道 <small>(おちゅうどう)</small>	Ochudo (trail)	御中道	오추도(등산로)
	公衆トイレ	Public Toilet	公共洗手间	공중화장실
	男子トイレ	Men' s Toilet	男士洗手间	남자 화장실
	女子トイレ	Women' s Toilet	女士洗手间	여자 화장실
	七合目救護所	7 th Station First-aid Center	七合目急救站	7 합목 응급 치료소
	八合目救護所	8 th Station First-aid Center	八合目急救站	8 합목 응급 치료소
	富士山衛生センター	Mt. Fuji Health Center	富士山卫生中心	후지산 응급 치료소
	緊急避難小屋	Shelter Hut	紧急避难小屋	긴급 대피 산장
	登山道	Ascending Trail	登山路	등산로
	下山道	Descending Trail	下山路	하산로
	〇〇〇〇小屋	Mountain Lodge	〇〇〇〇小屋	〇〇〇〇 산장
	道路管理者 〇〇〇〇	Road Administrator -----	道路管理人〇〇〇〇	도로관리자 〇〇〇〇
	一,二,三,四,五,六,七,八,九 (数字)	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9	一、二、三、四、五、六、七、八、九 (数字)	일,이,삼,사,오,육,칠,팔,구(숫자)

地点名表示（地図標識・地点名標識に表示する名称等）NO. 1

	日本語	英語	中国語	韓国語
分岐点名	富士宮口五合目	Fujinomiya Trail 5 th Station	富士宮口五合目	후지노미야 등산로 5 합목
	富士宮口六合目	Fujinomiya Trail 6 th Station	富士宮口六合目	후지노미야 등산로 6 합목
	富士宮口山頂	Fujinomiya Trail Peak	富士宮口山頂	후지노미야 등산로 정상
	馬の背	Uma-no-se (trail)	马之背	우마노세(등산로)
	御殿場口新五合目	Gotemba Trail Shin-5th Station	御殿場口新五合目	고텐바 등산로 신 5 합목
	 大石茶屋(おおいしじや)	Oishi-Chaya (tea house)	大石茶屋	오이시자야(산장)
	 次郎坊(じろうぼう)	Jirobo (point)	次郎坊	지로보
	御殿場口六合目	Gotemba Trail 6 th Station	御殿場口六合目	고텐바 등산로 6 합목
	下り六合	Gotemba Decending Trail 6th Station	下六合	고텐바 내리막 트레일 6 합목
	七合目	7 th Station	七合目	7 합목
	銀明水	Ginmeisui (well)	银明水	긴메이스이(은명수)
	御殿場口山頂	Gotemba Trail Peak	御殿場口山頂	고텐바 등산로 정상
	須走口五合目	Subashiri Trail 5 th Station	須走口五合目	스바시리 등산로 5 합목
	砂払い五合目	Sunaharai 5 th Station	砂拂五合目	스나하라이 등산로 5 합목
	七合目	7 th Station	七合目	7 합목
	 下江戸屋	Shita-edoya (mountain lodge)	下江戸屋	시타에도야(산장)
	下江戸屋分岐	Shita-edoya Junction	下江戸屋岔口	시타에도야 분기점
	本八合目鳥居	Hon-8th Station Torii (archway)	本八合目鳥居	본 8 합목 도리이
	本八合目	Hon-8th Station	本八合目	본 8 합목
	 山口屋前	Yamaguchiya-mae (point)	山口屋前	야마구치야 산장 앞
	須走口・吉田口山頂	Subashiri・Yoshida Trail Peak	須走口・吉田口山頂	스바시리・요시다 등산로 정상
	 富士山安全指導センター	Mt. Fuji Safety Guidance Center	富士山安全指導中心	후지산 안전지도센터
	六合目	6 th Station	六合目	6 합목
	元祖室上	Gansomuro-ue (point)	元祖室上	간소무로 산장 위
泉ヶ滝	Izumigataki Falls	泉瀑布	이즈미가타키 폭포	

地点名表示（地図標識・地点名標識に表示する名称等）NO. 2

道路名・歩道名	富士スバルライン	Fuji-Subaru Line	富士斯巴鲁线	후지 스바루라인
	富士山スカイライン	Mt. Fuji Skyline	富士山空中收费公路	후지산 스카이라인
	 富士宮ルート	Fujinomiya Trail	富士宮路线	후지노미야 등산로
	 御殿場ルート	Gotemba Trail	御殿场路线	고텐바 등산로
	 須走ルート	Subashiri Trail	须走路线	스바시리 등산로
	 吉田ルート	Yoshida Trail	吉田路线	요시다 등산로
	お鉢巡り	Ohachimeguri Trail	鉢巡路线	오하치메구리 등산로
	精進口登山道	Shojiguchi Trail	精进口登山路	쇼지구치 등산로
	宝永山遊歩道	Mt. Hoei Trail	宝永山人行道	호에이산 산책로
	東名高速道路	Tomei Expressway	东名高速公路	도메이 고속도로
	中央自動車道	Chuo Expressway	中央高速公路	주요 자동차도로
	J R東海道新幹線	JR Tokaido Shinkansen	JR 东海道新干线	JR 도카이도 신칸센
	J R中央本線	JR Chuo Line	JR 中央本线	JR 주오본선
	富士急行線	Fuji Kyuko Line	富士急行线	후지 급행선

注意標識

	日本語	英語	中国語	韓国語
注意 標識	注意事項	Precautions	注意事项	주의사항
	足元注意	Watch Your Step	注意脚下安全	발밑 주의
	スリップ注意	Beware of Slipping	小心地滑	미끄럼 주의
	滑落注意	Beware of Falling	小心滑落	추락 주의
	落石注意	Beware of Falling Debris	小心落石	낙석 주의
	歩道から外れない	Do Not Deviate from Trail	请勿偏离步行道	등산로 이탈 금지
	道迷い注意	Beware of Getting Lost	小心迷路	길 혼동 주의
	禁止事項	Prohibited	禁止事項	금지사항
	立入禁止	Keep Out	禁止入内	진입금지
	ブル道立入禁止	Bulldozer Path / Keep Out	禁止进入推土机专用道	불도저 진입금지
	登山者立入禁止	Keep Out	登山者禁止入内	등산객 진입금지
	資材運搬路立入禁止	Logging Road / Keep Out	禁止进入物资运送专用道	자재운반로 진입금지
	落石おこすな	Do Not Kick or Move Rocks	禁止进行导致落石的行为	낙석 금지
	夜間静かに	Be Quiet at Night	夜间请保持安静	야간에는 정숙히
	ゴミは捨てずに持ち帰ろう/捨てない	Please Take Your Trash Back Home With You	请自行带走垃圾/请勿乱扔垃圾	쓰레기는 버리지 말고 되가져 가세요. /쓰레기를 버리지 마세요.
	ここは ○○合○○勺	This is the ----- Station ----- Marker	这里是○○合○○勺	여기는 ○.○합목
	戻れ ○○○○(地点名)	Notice / This Path Will Lead You To -----	请返回○○○○(地点名)	○○○○(지점명)(으)로 되돌아 가세요.
	シェルター内を通行	Pass Into Shelter	请从棚屋通行	대피소 내부 통과
	50m先の分岐に注意	Caution: Junction 50 meters ahead	请注意前方 50m 处存在岔口	50m 앞 분기점 주의
	30m先の分岐に注意	Caution: Junction 30 meters ahead	请注意前方 30m 处存在岔口	30m 앞 분기점 주의
	吉田・須走ルート分岐	Yoshida・Subashiri Trail Junction	吉田・須走路线岔口	요시다·스바시리 등산로 분기점
	注意(道違い)	Warning: Wrong Path	注意(走错路线)	주의(길 혼동)
	<吉田ルートの方へ> 一旦、この道を登って、下江戸屋へ戻って 下さい。	<For those following the Yoshida Trail> Follow this path and return to Shita-edoya (mountain lodge)	使用吉田路线的登山者: 请沿着这条道路往上走, 返回下江戸屋。	<요시다 등산로 방향> 일단 이 길을 따라 올라가 시타에도야로 되돌아 가세요.
	<吉田ルートの方へ> 一旦、この道を登って、下江戸屋へ戻って 下さい。	<For those following the Yoshida Trail> Follow this path and return to Shita-edoya (mountain lodge)	使用吉田路线的登山者: 请沿着这条道路往上走, 返回下江戸屋。	<요시다 등산로 방향> 일단 이 길을 따라 올라가 시타에도야로 되돌아 가세요.

トイレチップ協力依頼

ト イ レ チ ッ プ 協 力 依 頼	日本語	あなたの真心を富士山の環境保全に 環境の保全と快適利用のためにチップ（100～200円程度の協力金）をお願いします。 トイレチップは、トイレの維持管理に役立てられ、環境保全や皆さんの快適利用につながります。
	英語	Please Support the Conservation of Mt. Fuji: This lavatory is maintained by the kind cooperation of those who use it. We ask that you make a small contribution (100-200 yen) for using this lavatory. Your donation will go towards the maintenance of this facility, as well as contribute to users' comfortability and the conservation of Mt. Fuji's natural environment.
	中国語	用您的爱心保护富士山的环境。为了促进富士山的环境保护，并实现舒适的卫生服务，恳请支付小费（约100至200日元的协助金）。洗手间小费用于洗手间卫生清洁管理活动，能够促进环境保护，并为广大登山者提供舒适的卫生服务。
	韓国語	지산 환경보전을 위해 정성을 나눠요! 환경보전과 쾌적한 화장실 이용을 위한 기부(100~200 엔 정도의 협조금)를 부탁드립니다. 본 모금액은 환경보전과 쾌적한 이용을 위한 화장실 유지관리 비용으로 쓰입니다.

VIII-6. 多言語表記された案内標識・誘導標識の事例及び使用するピクトー覧

1. 多言語表記された案内標識・誘導標識の事例

平成 19 年 11 月に沼津市内で撮影した、4ヶ国語で多言語表記された案内標識と誘導標識の事例を以下に示す。

(1) 案内標識の事例



(2) 誘導標識の事例



2. ピクトグラム一覧表

(1) 標準案内用図記号

平成 11 年度から 12 年度において、一般案内用図記号検討委員会（委員長 森地茂教授、東京大学）が設置され、案内用図記号の標準化を進め、平成 13 年 3 月、125 項目の「標準案内用図記号」を決定された。


その後、この図記号の JIS 化に関し、日本標準調査会標準部会基本技術専門委員会において標準案内用図記号 125 項目のうち 108 項目と応用部分 2 項目を含め、110 項目の JIS（日本工業規格）化案が了承され、公告期間を経て平成 14 年 3 月 20 日に JISZ8210 として制定された。JIS 化の対象となったのは、標準案内用図記号の推奨度 A（図形を変形しないで用いるもの）に分類されたもののうち、非常口を除く 43 項目、並びに推奨度 B（図形を基本的に変形しないで用いるもの）に分類された 65 項目および応用部分 2 項目の計 110 項目である。

また、平成 19（2007）年 1 月 20 日に、新たに洪水関連情報の所在を明らかにする洪水関連図記号 3 項目が「案内用図記号 追補 1」として追加改正され、平成 20 年 1 月現在において 113 項目が JIS 化されている。

なお、標準案内用図記号については平成 12 年 10 月に日本で開催された ISO の一般案内用図記号分科委員会において、国際標準化に向け提案されている。

平成 30 年 12 月の改定をもって「標準案内用図記号ガイドライン改訂版（2017 年 7 月、公共施設用の案内用図記号検討委員会）」への対応をおこなった。

ピクトグラム一覧表（別表）の項目の説明については以下の通りである。

推奨度	No	ピクトグラム	一般使用事例（日）	JIS	摘要
			翻訳語（英）		
A	1		案内所	○	
			Question & answer		

①
②
③

① 推奨度

「標準案内用図記号ガイドライン」において、ピクトグラムの使用について定められた推奨度区分。

A：安全性及び緊急性に関わるもの、多数のユーザーにとって重要なもの及び移動制約者へのサービスに関わるもの。
これらについては、図形を変更しないで用いることを強く要請する。

B：多数の利用者が通常の行動や操作をする上で、ピクトグラムの概念及び図形を統一することによって利便性が高まると期待されるもの。
これらについては、図形を変更しないで用いることを推奨する。

C：多数の利用者が通常の行動や操作をする上で、ピクトグラムの概念を統一することが必要なもの。

これらについては、基本的な概念を変えない範囲で適宜図形を変更して用いることができる。

②No




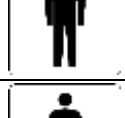
「一般案内用図記号検討委員会」によって 9 つに分類された各カテゴリーごとのピクトグラムの番号。9 つのカテゴリーについては以下の通り。

- (1) 公共・一般施設 (Public Facilities)..... 別表 (1)-1
- (2) 交通施設 (Transport Facilities)..... 別表 (1)-2
- (3) 商業施設 (Commercial Facilities)..... 別表 (1)-3
- (4) 観光・文化・スポーツ施設 (Tourism・Culture・Sport Facilities).... 別表 (1)-4
- (5) 安全 (Safety) 別表 (1)-5
- (6) 禁止 (Prohibition) 別表 (1)-6
- (7) 注意 (Warning)..... 別表 (1)-7
- (8) 指示 (Mandatory) 別表 (1)-8
- (9) 洪水関連..... 別表 (1)-9














③JIS

「JISZ8210」として JIS 化されているかを○・×で示した。

別表 (1)-1. 公共・一般施設 (Public Facilities) ピクトグラム一覧表

推奨度	No	ピクトグラム	一般使用事例 (日)		JIS	摘要
			翻訳語 (英)			
A	1		案内所	Question & answer	○	
	2		案内	Information	○	
	3		病院	Hospital	○	建物の形に白抜き十字形
	4		救護所	First aid	○	※平成 29 年 7 月に記号が変更、国際規格に整合した
	5		警察	Police	○	
	6		お手洗	Toilets	○	
	7		男子	Men	○	
	8		女子	Women	○	

推奨度	No	ピクトグラム	一般使用事例(日)	JIS	摘要
			翻訳語(英)		
A	9		障害のある人が使える設備 Accessible facility	○	
	10		車椅子スロープ slope	○	
	11		飲料水 Drinking water	○	
	12		喫煙所 Smoking area	○	※1
B	13		チェックイン/受付 Check-in/Reception	○	
	14		忘れ物取扱所 Lost and found	○	
	15		ホテル/宿泊施設 Hotel/Accommodation	○	
	16		きっぷうりば/精算所 Tickets/Fare adjustment	○	
	17		手荷物一時預かり所 Baggage storage	○	
	18		コインロッカー Coin lockers	○	
	19		休憩所/待合室 Lounge/Waiting room	○	
	20		ミーティングポイント Meeting point	○	
	21		銀行・両替 Bank, money exchange	○	通貨記号差し替え可
	22		キャッシュサービス Cash service	○	通貨記号差し替え可
	23		ATM 海外発行カード対応 ATM for overseas cards	○	通貨記号差し替え可

No	ピクト グラム	一般使用事例(日)	JIS	摘 要
		翻訳語(英)		
24		充電コーナー	○	
		Charge point		
25		郵便	○	
		Post		
26		電話	○	
		Telephone		
27		無線 LAN	○	
		Wireless LAN		
28		ファックス	○	
		Fax		
29		カート	○	
		Cart		
30		エレベーター	○	
		Elevator		
31		エスカレーター	○	
		Escalator		
32		階段	○	
		Stairs		
33		乳幼児用設備	○	
		Nursery		
34		クローク	○	
		Cloakroom		
35		更衣室	○	
		Dressing room		
36		更衣室(女子)	○	
		Dressing room(Women)		
37		シャワー	○	
		Shower		
38		浴室	○	
		Bath		





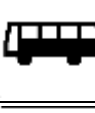




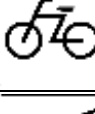





B



No	ピクト グラム	一般使用事例(日)	JIS	摘 要
		翻訳語(英)		
39		水飲み場	○	
		Water fountain		
40		礼拝室	○	
		Prayer room		
41		くず入れ	○	
		Trash box		
42		リサイクル品回収施設	○	
		Collection facility for the recycling products		
C 43		自動販売機	○	通貨記号差し替え可
		Vending machine		




※1：火災予防条例で右記の図記号の使用が規定されている場合には、右記の図記号を使用する必要がある。



別表(1)-2. 交通施設(Transport Facilities)ピクトグラム一覧表

推奨度	No	ピクトグラム	一般使用事例(日)	JIS	摘要
			翻訳語(英)		
B	1		航空機/空港	○	
			Aircraft/Airport		
	2		鉄道/鉄道駅	○	
			Railway/Railway station		
	3		船舶/フェリー/港	○	
			Ship/Ferry/Port		
	4		ヘリコプター/ヘリポート	○	
			Helicopter/Heliport		
	5		バス/バスのりば	○	
			Bus/Bus stop		
	6		タクシー/タクシーのりば	○	
			Taxi/Taxi stop		
	7		レンタカー	○	
			Rent a car		
	8		一般車	○	
		Car			
9		レンタサイクル/シェアサイクル	○		
		Rental bicycle/Bicycle sharing			
10		自転車	○		
		Bicycle			
11		ロープウェイ	○		
		Cable car			
12		ケーブル鉄道	○		
		Cable railway			
13		駐車場	○		
		Parking			
14		出発	○		
		Departures			
15		到着	○		
		Arrivals			

16		乗り継ぎ	○	
		Connecting flights		
17		手荷物受取所	○	
		Baggage claim		

推奨度	No	ピクトグラム	一般使用事例(日)	JIS	摘要
			翻訳語(英)		
B	16		税関/荷物検査	○	
			Customs/Baggage check		
	17		出国手続/入国手続/検疫/書類審査	○	
Immigration/Quarantine/Inspection					
18		駅事務室/駅係員	○		
		Station office / Station staff			


別表(1)-3. 商業施設(Commercial Facilities)ピクトグラム一覧表

推奨度	No	ピクトグラム	一般使用事例(日)	JIS	摘要
			翻訳語(英)		
B	1		レストラン	○	
			Restaurant		
	2		喫茶・軽食	○	
			Coffee shop		
	3		バー	○	
Bar					
4		ガソリンスタンド	○		
		Gasoline station			
5		会計	○	通貨記号差し替え可	
		Cashier			
C	6		店舗/売店	○	
			Shop		
	7		新聞・雑誌	○	
Newspapers, magazines					
8		薬局	○		
		Pharmacy			

	9		理容/美容 Barber/Beauty salon	<input type="radio"/>	
	10		手荷物託配 Baggage delivery service	<input type="radio"/>	
	11		コンビニエンスストア Convenience store	<input type="radio"/>	

別表(1)-4. 観光・文化・スポーツ施設(Tourism・Culture・Sport Facilities)ピクトグラム一覧表

推奨度	No	ピクトグラム	一般使用事例(日)	JIS	摘要
			翻訳語(英)		
B	1		展望地/景勝地 View point	○	
	2		陸上競技場 Athletic stadium	○	
	3		サッカー競技場 Football stadium	○	
	4		野球場 Baseball stadium	○	
	5		テニスコート Tennis court	○	
	6		海水浴場/プール Swimming place	○	
	7		スキー場 Ski ground	○	
	8		キャンプ場 Camp site	○	
	9		温泉 Hot spring	○	
	10		イヤホンガイド Audio guide	○	
C	11		公園 Park	○	
	12		博物館/美術館 Museum	○	
	13		歴史的建造物 Historical monument	○	
	14		応用例 1 Variant 1	○	
	15		応用例 2 Variant 2	○	

参 考	16		自然保護	○	
			Nature reserve		

推 奨 度	No	ピクト グラム	一般使用事例(日)	JIS	摘 要
			翻訳語(英)		
参 考	16		スポーツ活動 Sporting activities	○	
	17		スカッシュコート Squash court	○	
	18		Tバーリフト T bar lift	○	
	19		腰掛け式リフト Chairlift	○	



別表(1)-5. 安全(Safety)ピクトグラム一覧表

推 奨 度	No	ピクト グラム	一般使用事例(日)	JIS	摘 要
			翻訳語(英)		
A	1		消火器 Fire extinguisher	○	
	2		非常電話 Emergency telephone	○	
	3		非常ボタン Emergency call button	○	
	4		非常口 Emergency exit	○	消防法に基づく告知
	5		広域避難場所 Safety evacuation area	○	

別表(1)-6. 禁止(Prohibition)ピクトグラム一覧表

推 奨 度	No	ピクト グラム	一般使用事例(日)	JIS	摘 要
			翻訳語(英)		
A	1		一般禁止 General prohibition	○	
	2		禁煙 No smoking	○	※1

推奨度	No	ピクトグラム	一般使用事例(日)	JIS	摘要
			翻訳語(英)		
A	3		火気厳禁 No open flame	○	
	4		進入禁止 No entry	○	
	5		駐車禁止 No parking	○	
	6		自転車乗り入れ禁止 No bicycles	○	
	7		立入禁止 No admittance	○	
	8		走るな/かけ込み禁止 Do not rush	○	
	9		ホームドア：たてかけない Do not lean objects on the platform door	○	文字による補助標示が必要
	10		ホームドア：乗り出さない Do not lean over the platform door	○	
	11		さわるな Do not touch	○	
	12		捨てるな Do not throw rubbish	○	
	13		飲めない Not drinking water	○	
	14		携帯電話使用禁止 Do not use mobile phones	○	
	15		電子機器使用禁止 Do not use electronic devices	○	文字による補助標示が必要
	16		撮影禁止 Do not take photographs	○	
	17		フラッシュ撮影禁止 Do not take flash photographs	○	

B	18		ベビーカー使用禁止 Do not use prams/Strollers	○	文字による補助表示が必要
	19		遊泳禁止 No swimming	○	



推奨度	No	ピクトグラム	一般使用事例(日)	JIS	摘要
			翻訳語(英)		
B	18		キャンプ禁止 No camping	○	
	19		飲食禁止 Do not eat or drink here	○	
C	20		ペット持ち込み禁止 No uncaged animals	○	

※2：火災予防条例で右記の図記号の使用が規定されている場合には、右記の図記号を使用する必要がある。






別表(1)-7. 注意(Warning)ピクトグラム一覧表

推奨度	No	ピクトグラム	一般使用事例(日)	JIS	摘要
			翻訳語(英)		
A	1		一般注意 General caution	○	
	2		障害物注意 Caution, obstacles	○	文字による補助表示が必要
	3		上り段差注意 Caution, uneven access/up	○	
	4		下り段差注意 Caution, uneven access/down	○	
	5		滑面注意 Caution, slippery surface	○	
	6		転落注意 Caution, drop	○	文字による補助表示が必要
	7		天井に注意 Caution, overhead	○	

	8		ホームドア：手を挟まないよう注意 Caution, closing door	○	
	9		感電注意 Caution, electricity	○	文字による補助表示が必要

別表(1)-8. 指示(Mandatory)ピクトグラム一覧表

推奨度	No	ピクトグラム	一般使用事例(日)		JIS	摘要
			翻訳語(英)			
A	1		一般指示	General mandatory	○	
	2		静かに	Quiet please	○	
	3		シートベルトを締める	Fasten Sheetbelt	○	
	4		左側にお立ちください	Please stand on the left	○	文字による補助表示が必要
	5		応用例(右側にお立ちください)	Variant(Please stand on the right)	○	文字による補助表示が必要
B	6		二列並び	Line up in twos	○	文字による補助表示が必要
	7		応用例 1(一列並び)	Variant 1(Line up single file)	○	文字による補助表示が必要
	8		応用例 2(三列並び)	Variant 2(Line up in threes)	○	文字による補助表示が必要
	9		応用例 3(四列並び)	Variant 3(Line up in fours)	○	文字による補助表示が必要
	10		矢印	Directional arrow	○	応用例 
参 考	11		安全バーを閉める	Close safety bar	○	
	12		安全バーを開ける	Open safety bar	○	
	13		徒歩客は降りる	Get off	○	
	14		スキーの先を上げる	Raise ski tips	○	
	15		スキーヤーは降りる	Skiers have to get off	○	

別表(1)-9. 洪水関連ピクトグラム一覧表

推奨度	No	ピクトグラム	一般使用事例(日)	JIS	摘要
			翻訳語(英)		
未指定	1		洪水 Flood	○	※3 河川が氾濫した状態を示す
	2		堤防 Levee	○	※3 居住している地域を守る堤防を示す
	3		避難所(建物) Safety evacuation shelter	○	※3 災害発生時安全な避難所(建物)を示す

※3：平成19年1月20日に「案内用図記号 追補1」として追加改正されたピクトグラム

(2) 多機能トイレの表示に用いられるピクトグラム

案内標識・誘導標識への多機能トイレの位置表示や、トイレの入り口に多機能トイレであることを示す場合に使用することが望ましいピクトグラム。

別表(2). 多機能トイレの表示に用いられるピクトグラム一覧表

推奨度	No	ピクトグラム	一般使用事例(日)	JIS	摘要
			翻訳語(英)		
A	1		障害のある人が使える設備 Accessible facility	○	
	2		スロープ Slope	○	
	3		オストメイト用設備 Facility for Ostomy/Ostomate	○	
	4		コミュニケーション：筆談対応 Communication：Writing	○	言語(ENGLISH)は他の言語及び国旗に差し替え可
	5		コミュニケーション Communication in the specified language	○	



(3) 自然公園等施設技術指針に記載されたピクトグラム

平成30年5月に環境省自然環境局によって改定された「自然公園等施設技術指針」内に記載されたピクトグラム。





「標準案内用図記号」と重複した場合、別表番号・No・推奨度・JIS化されているかどうか(○・×)の情報を表中に記載した。

※一般的に使用されるピクトグラムは、前掲「標準案内用図記号ガイドライン改訂版(2017年7月,公共施設用の案内用図記号検討委員会)」に記載されているため、ここでは自然公園独自のピクトグラムのみを抜粋して記載した。

別表(3)-1. 施設表示等のピクトグラムと説明文字

No	ピクトグラム	一般使用事例(日)	標準案内用図記号 別表番号・No	推奨度	JIS
		翻訳語(英)			
1		自然探勝路、園路、歩道 Nature trail/Footpath			
2		登山道 Trail/Hiking Trail			
3		避難小屋 Shelter Hut			
4		山小屋 Mountain Lodge			
5		ビジターセンター・自然情報 Visitor Center, Nature Center			
6		自然保護官事務所 Ranger Station/Ranger office			

別表(3)-2. 禁止・注意、警告等のピクトグラムと説明文字

1		悪路のため足下注意 Rough terrain! Watch your step	別表(1)-7 No. 5	A	○
2		落石危険・頭上注意 Danger of falling rocks!			
3		危険・火山性有毒ガス注意 雨天時注意・土石流危険溪流 Toxic volcanic gas! Danger of landslide when raining 等			
4		危険・ヒグマ出没中注意 Warning! Bear habitat			

別表(3)-3. フィールドマナー等を啓発するピクトグラムと説明文字

No	ピクトグラム	一般使用事例(日)	標準案内用図記号 別表番号・No	推奨 度	JIS
		翻訳語(英)			
1		スノーモービル等乗り入れ規制区域 Snowmobiles Prohibited Area			
2		自動車バイク等乗り入れ規制区域 All motor vehicles Prohibited Area			
3		モーターボート等乗り入れ規制区域 Motorboats Prohibited Area			
4		花を採らないでください/採らない Do not pick wildflowers or damage plants			
5		動物を採らないでください/採らない No hunting or fishing/ All wildlife is protected from hunting or harassment			
6		野生動物に餌を与えないでください/与えない Do not feed any wild animals/Do not feed and handle wildlife			
7		自然をたいせつに/自然を大切にしよう Care for Nature			
8		(植生保護のため)植物を踏まないでください Do not step on plants(for protection of vegetation)			
9		(湿原保護のため)植物を踏まないでください Do not step on plants(for wetland conservation)			
10		(植生保護のため)木道から降りないでください Stay on wooden walkway(for protection of vegetation)			
11		(湿原保護のため)木道から降りないでください Stay on wooden walkway(for wetland conservation)			
12		(動物の生息地保護のため)木道から降りないでください Stay on wooden walkway(for protection of wildlife habitat)			
13		(植生保護のため)歩道からはずれないでください No Trailside Walking/ Stay on Trails(for protection of vegetation)			
14		(湿原保護のため)歩道からはずれないでください No Trailside Walking/Stay on Trails(for wetland conservation)			
15		(動物の生息地保護のため)歩道からはずれないでください No Trailside Walking/ Stay on Trails(for protection of wildlife habitat)			

No	ピクト グラム	一般使用事例(日)	標準案内用図記号 別表番号・No	推 奨 度	JIS
		翻訳語(英)			
16		(植生保護のため) 柵を越えないでください			
		Do not cross the fence(for protection of vegetation)			
17		(湿原保護のため) 柵を越えないでください			
		Do not cross the fence(for wetland conservation)			
18		(動物の生息地保護のため) 柵を越えないでください			
		Do not cross the fence(for protection of wildlife habitat)			
19		歩行中禁煙/吸わない			
		No smoking while walking			
20		焚火禁止/炊かない			
		No lighting fires/Fires are not permitted			
21		ペットの持ち込みはご遠慮ください			
		No pets/No pets allowed			
22		爆竹などの花火類禁止			
		No fireworks/Fireworks including firecrackers are prohibited			
23		勾配5%以下			
		Slope 5% maximum			
24		勾配8%以下			
		Slope 8% maximum			
25		勾配8%以上を含む			
		Includes slope over 8%			

VIII-7 参考図 (誘導標識-レイアウト参考案)

注意標識(プラカード型)

誘導標識(プラカード型)

<仕様について>

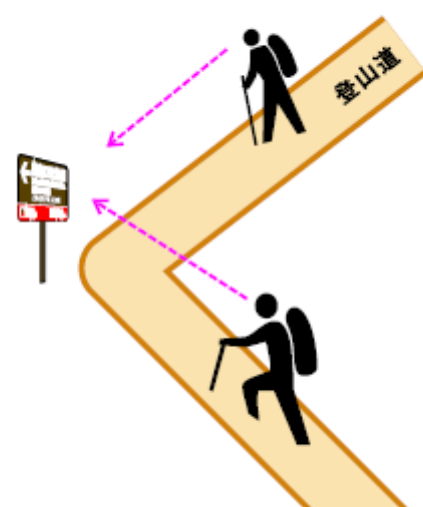
- ・支柱はメッキ鋼管を使用し、上部から打ち込み可能な杭形を用いる。
- ・表示部は現場にて取外しが可能な構造とする。
- ・表示部のプリントについては、一部反射シート貼り、又は反射シートに表示印刷仕様とするなど、夜間にも対処した仕様とする。

<設置について>

- ・注意標識・誘導標識の設置において、現場の地盤等の条件も考慮しながら下記の2点に注意し設置とする。

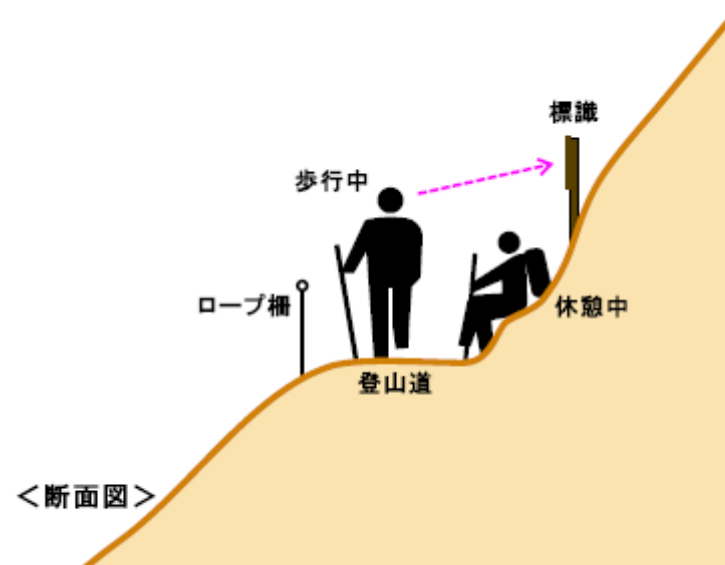
設置1

歩道に対し、曲がりの外側に設置することが望ましい。
※落石標識・解説板を除く



設置2

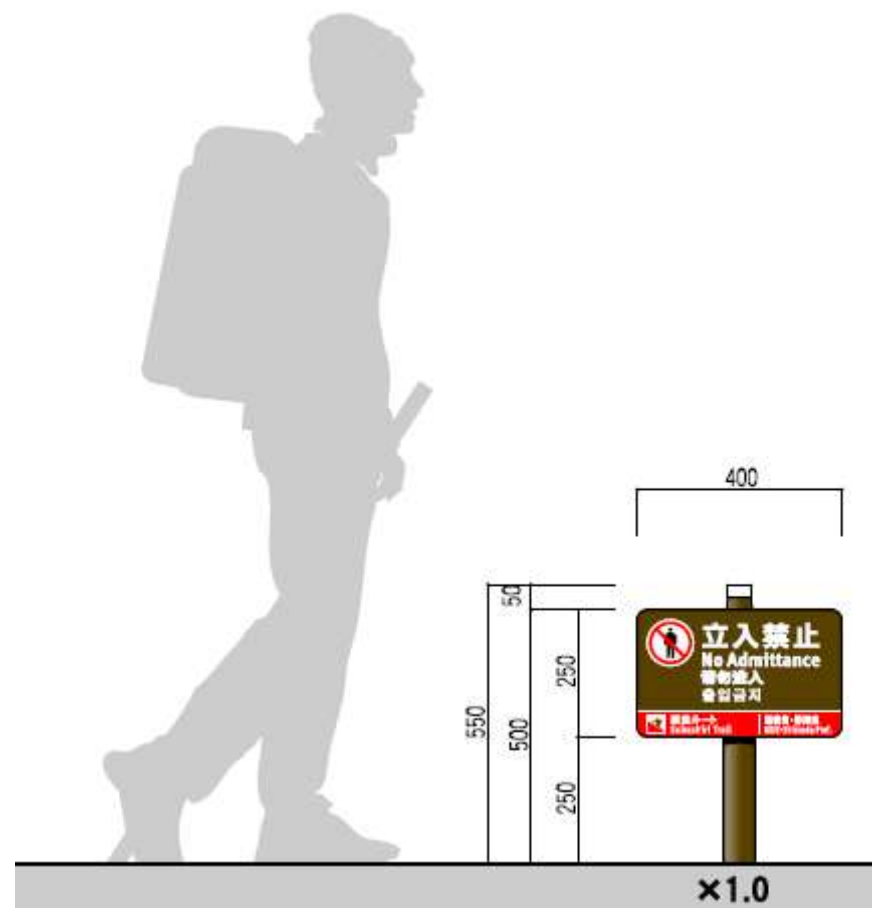
座って休んでいる人の影にならないよう注意して設置する。



単位:mm

板のサイズ		× 1.0	× 1.2	× 1.5	
幅	幅	400	480	600	
	高さ	250	300	375	
表示サイズ(案内部)	最小文字高	日本語(h 1)	50	60	75
		外国語(h 2)	25	30	37.5
	ピクト(P1)	90	108	135	
表示サイズ(帯び部)	最小文字高	日本語(h 3)	18	21.6	27
		外国語(h 4)	13.5	16.2	20.25
	ピクト(P2)	35	42	52.5	

<注意標識・プラカード型>



誘導標識(矢羽根型)

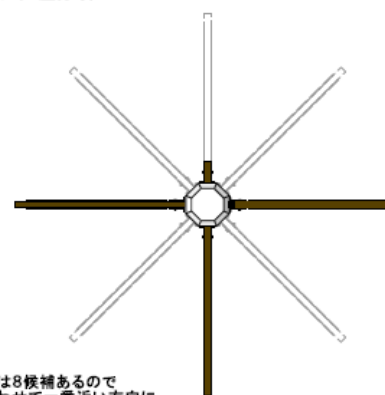
仕様について

- ・強風地・サンドブラスト被害・寒冷地のため、主要材料にSUS材を使用し強度を持たせる。柱部には県産材・防腐処理を施した木材を化粧とする。(取替可能)
- ・表示部については、現場にて取外しが可能、できるだけ方向選択が可能な構造とする。
- ・表示部のプリントについては、一部反射シート貼り、又は反射シートに表示印刷仕様とするなど、夜間にも対処した仕様とする。



<標準タイプ>

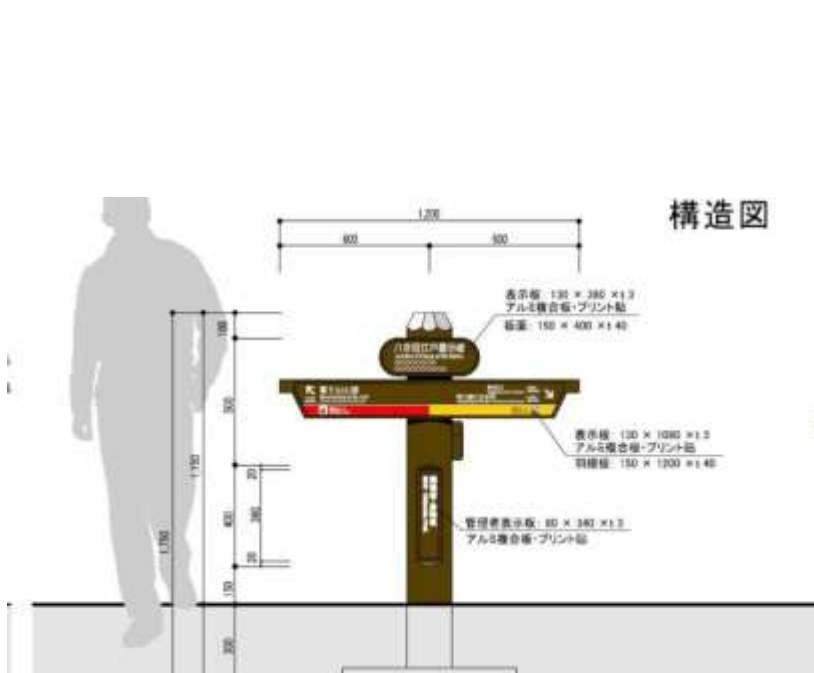
表示例)下江戸屋分岐



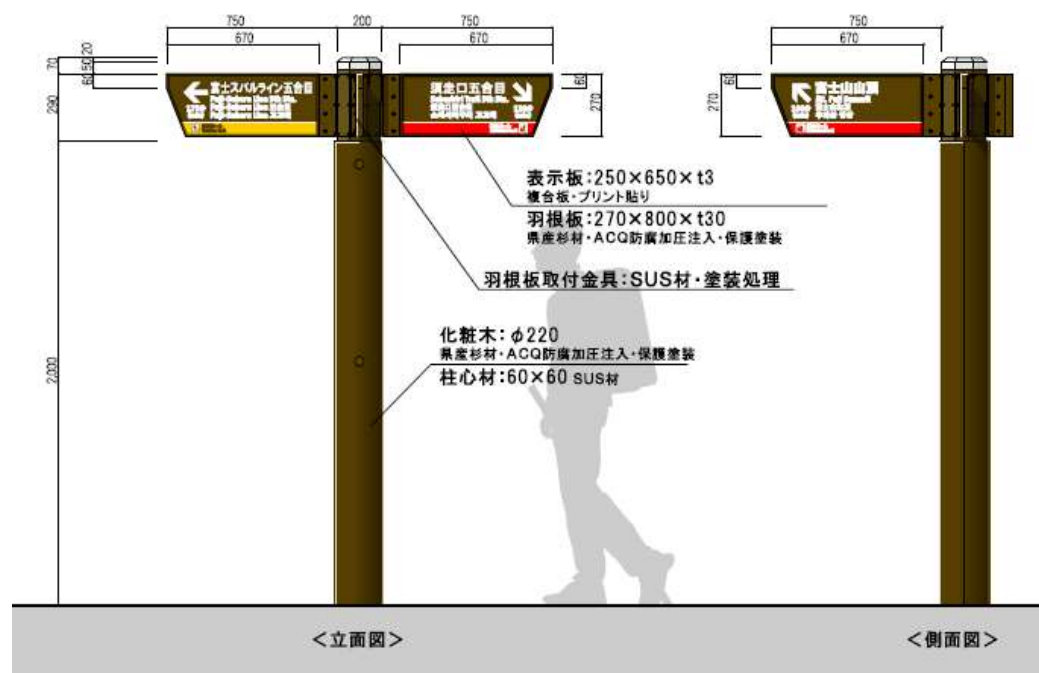
※表示方向は8様補あるので現場に合わせて一番近い方向に羽根板を取付ける。

<大型タイプ>下江戸屋分岐など迷いやすい地点

誘導標識(単柱タイプ)



構造図



<立面図>

<側面図>

